

第百十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十二号

平成二年五月三十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 衛藤征士郎君

理事 遠藤 武彦君

理事 田中 秀征君

理事 村井 仁君

理事 早川 勝君

理事 浅野 勝人君

理事 岩村卯一郎君

理事 金子一義君

理事 久野統一郎君

理事 野田 実君

理事 原田 義昭君

理事 御法川英文君

理事 柳本 卓治君

理事 上田 卓三君

理事 佐藤 恒晴君

理事 関山 信之君

理事 富塚 三夫君

理事 堀 昌雄君

理事 井上 義久君

理事 正森 成二君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

大蔵大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 梅澤 節男君

公正取引委員会 事務局長 糸田 省吾君

大蔵政務次官 尾身 幸次君

大蔵省主計局次長 寺村 信行君

大蔵省主税局長 尾崎 護君

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

委員外の出席者

大蔵省銀行局長 土田 正頼君

大蔵省国際金融局長 千野 忠男君

法務省刑事局参事官 鶴田 六郎君

大蔵委員会調査室長 兵藤 廣治君

委員の異動

五月二十五日

辞任 富塚 三夫君

補欠選任 網岡 雄君

同日 中井 治君

補欠選任 伊藤 英成君

同日 網岡 雄君

補欠選任 富塚 三夫君

同日 伊藤 英成君

補欠選任 中井 治君

同日 仙谷 由人君

補欠選任 伊東 秀子君

同日 伊東 秀子君

補欠選任 仙谷 由人君

同日 井奥 貞雄君

補欠選任 岡田 克也君

同日 中井 治君

補欠選任 伊藤 英成君

同日 伊藤 英成君

補欠選任 井奥 貞雄君

同日 岡田 克也君

補欠選任 伊藤 英成君

同日 伊藤 英成君

補欠選任 中井 治君

同日 伊藤 英成君

五月二十九日

建設省国土地理院職員の旅費改善に関する請願(永末英一君紹介)(第一四六四号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五九号)

○衛藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

証券取引法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○橋本國務大臣 ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最近の我が国証券市場における株券等の売買の实情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国の制度との調和を図る等の観点から公開買付け制度の見直し等を行うことが緊要となっております。

したがって、証券取引法を改正することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、株券等の大量保有の状況に関する開示

制度、いわゆる五%ルールを導入することといたしております。これは、上場会社等の発行済み株式総数等の五%を超える株券等を実質的に保有することとなった場合及びその後株券等の保有割合に一%以上の変動が生じた場合には、五日以内に大蔵大臣に報告することを義務づけ、その違反に對しては刑事罰を科することとするものであります。

第二に、公開買付け制度につきましては、事前届け出制を廃止し、新聞公告の日に届け出書を提出させることとするとともに、制度の対象範囲について、これまで発行済み株式総数等の一〇%以上を所有することとなる市場外の買付けとされてきたのを、五%ルールの導入に合わせて五%以上に引き下げることにいたしております。

以上のほか、外国証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があつた場合には、関係人に対して報告または資料の提出を求めることができることとする等所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○衛藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○衛藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員 証券取引法の一部を改正する法律案の質問に入る前に、若干日米金融協議の問題について御質問したいと思ひます。今回のこの協議につきまして、結論は先送りと

いうことになったようでありますが、早急に結論を相互に見出さなければならぬ情勢だと存じます。そこで、この時点におきます今後の打開のめどを大蔵省としてどの辺に置いておられるのか、それをまずお聞きしたいと思ひます。とりわけ金融摩擦がこれ以上激しくならないために、また預金者の立場も極めて大切でございます。しかし何といひましても、この問題の波紋は国内のそれぞれの金融機関に及ぶわけでございまして、とりわけ中小の金融機関の経営問題が大変重要になってくると思ひます。そういった観点を含めてお答えをお願いしたいと思います。

○土田政府委員 お答えを申し上げます。

ただいまの委員の御質問は、二十一日、二十二日に開催されました日米金融協議でいろいろと議論になりました中のいわゆる預貯金金利の自由化問題に関連するお尋ねであると心得まして、その点につきまして御説明を申し上げます。

アメリカ側からは、日米金融協議におきまして、我が国の預金金利について、我が国というのは日本でございますが、早急な自由化が必要である、具体的には一年以内にすべての預金金利を完全自由化せよという主張が行われたわけでございまして、これに對しまして、私どもでございますが、当方からは、預金金利自由化については今後とも前向きに取り組むこととしておる、しかし一方、信用秩序の維持その他の観点を踏まえ、ある程度の時間が必要であるという基本的な考え方を説明いたしました上で、具体的に定期性預金金利と流動性預金金利についてそれぞれ次のように説明をいたしました。

まず定期性預金金利につきましては、その時点ではまだ金融問題研究会の報告は出ておらなかったわけでございしますが、その報告は近日中にまとまると思ひますが、それを受けて早期に政府としての考え方を取りまとめたい、これが一点でございます。次に流動性預金金利につきましては、その自由化問題を小口定期預金金利の自由化についての金融問題研究会の報告がまとまった後で、その

研究会において検討を行い、早期に結論を出したいという立場を説明いたしました。

その後でございますが、五月二十九日に一千万円未満の定期性預金の金利自由化につきまして金融問題研究会の報告が取りまとめられたわけでありまして、そこでは、「小口の預金者の自由化に対するニーズの高まり及び金融機関の自由化への対応等の要素を総合的に勘案した上で、極力早期に定期性預金金利の完全自由化を図る方向で、政策当局において検討を行い、速やかに方針を決定するべきである」という御指摘をいただいております。私もそのとおりでございます、この御指摘にも沿ひまして速やかに方針を取りまとめ、今後関係者との意見調整を鋭意行つてまいりたいと考えております。

その際の留意事項といたしましては、ただいま委員御指摘になった諸点は非常に重要な問題でございます。金融摩擦が激しくならないためとて預金者の立場とか、それぞれそれら大切であるけれども、そのほかに中小金融機関などの経営問題にも目配りをしなければいけないという御指摘は、全くそのとおりであると存じます。ただ、この中小金融機関の経営問題については、これは預金金利の自由化のみが当面の問題というわけでもございませぬし、そのほか常時私どもいろいろ注意を払つてその経営動向を見てまいつておるわけでございます。

今後、金利以外の面も含めた全般的な金融の自由化、国際化の進展に伴ひまして、そういう金融機関を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増すことは避けられないのでありましようけれども、私どもとしては、経営の健全化、効率化の努力を切に期待したいと存じますし、また、私どもいろいろ制度面、監督面でも中小金融機関の状況を注意して見守つてまいりまして、できる限り適時適切な措置を講ずるよう考へてまいりたいと思つておるところでございまして。

○中村(正男)委員 もう既に大手の銀行の場合自由金利預金が七〇%にもなつておりますし、片や

中小の場合はまだ三〇ないし四〇%ということでありまして、この一年以内に完全自由化ということについては、これはもう極めて中小金融機関の問題だというふうに受けとめておるわけでございます。

そこで、それに関連いたしまして協同組織金融機関、労働金庫の経営問題について若干お尋ねをしたいと思います。

このような完全自由化を目前にいたしまして、労働金庫自身もみずからその経営体質の強化を図らなければならぬわけでございしますが、ただ多くの制約条件が労働金庫の場合ございまして、それがいまして、そういった点はぜひひとつ規制を大幅に緩和をしていただきたい、こういう要望が強く出されております。既に金融制度調査会の第一委員会での作業、五月二十五日に一応の結論が出たというふう聞いております。ただ、この後さらに総会にかけ、そしてこれを逐次実施していくということになるわけでございしますが、当面この段階で、第一委員会が出された結論というものをかいつまんでひとつお知らせをいただきたいというふうに思ひます。

○土田政府委員 第一委員会の関係の御説明をいたします前に、特に御関心のございました労働金庫につきまして簡単に申し上げますと、今大体判明しつつあります平成元年度の決算状況では、これは平残の数字でございますが、預金、積み金、前年度比八・五%の伸び、貸出金、前年度比八・一%の伸びというところで一応まずまずの伸びでございます。それからいへば、貸出金の利益が、前年度よりも下がつておりますが、一応の数字を確保しておるようでございます。また、現在のところ、この元年度そのものにつきましては、例えば事業利益がマイナスであるとか総資金利が逆ざやであるという労働金庫は見当たらないようでございます。

そこで、今後の問題でございますが、いろいろ自主的な経営努力とあわせて制度面についてもいろいろ目配りをすべきであるという御意向は、

私どもも前向きに考へてまいりたいと思つております。

それに関連いたしまして、委員から御指摘ございましたように、金融制度調査会の金融制度第一委員会の中に特に作業部会というものを設けまして、そこで協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について研究をお願いしてきたところでございますが、その作業部会の報告が金融制度第一委員会に提出されまして、第一委員会の了承を経たという段階でございます。

その中の概要というお尋ねでございますが、項目が幾つかございまして、ごく簡単に項目のみを申し上げます。

第一に、信用組合、労働金庫及び農業協同組合の外国為替業務の取り扱い。それから第二に、信用組合、労働金庫及び農業協同組合の国債等の窓口販売業務及び公共債のデベロップメント業務についての検討。ただ、これはリスク管理能力の向上とか自己監査体制の確立とか行政監督体制の整備とか、いろいろ問題がございまして、やや継続検討の形になっております。それから第三に、労働金庫の員外貸し出しの規制緩和につきまして、ある程度具体的なアイデアが浮かんでおります。労働者の経済的地位の向上に資する事業を行う営利法人に対する貸し出し、それから労働者に対する貸し出し、それから中小企業労働者のための福利厚生資金の貸し出しにつきましては、これらを認めることが適当であるという趣旨の報告が出ております。

さらに、そのほか項目といたしましては、農業協同組合の員外貸し出しの量的規制の緩和とか、中小企業金融専門機関における同一人に対する信用供与の限度額の引き上げとか、農協における員外の一貸出限度の引き上げとか、信用金庫、信用組合、労働金庫における小口員外貸出限度額の引き上げとかの項目につきまして、それぞれ報告で言及されているところでございまして。

○中村(正男)委員 今お聞きしたような内容でこ

の第一委員会の報告書がまとまったわけであり、
すが、とりわけ従来から主張しておりました営利
法人についても貸し出しが可能になった、あるい
は一般的に言われる卒業生金融といったことも前
進したということ、員外貸し出しの対象範囲の
拡大ということについては、労働金融側としても
大変大きな期待を持っております。

ただ問題は、先ほどの日米金融協議における金
利の自由化が差し迫っておるわけでして、そうい
う面でのこの業務範囲の拡大、体質強化を急がな
ければなりません。大蔵省としてのこの実施に向
けての早急な手立てをお願いしたいわけでありま
す。具体的には法律改正も必要でしょうし、しか
し大半は政令、告示、通達でもってこれが実施に
移行できるわけでございます。そういう点で、今
後の実施に向けての大蔵省の対応をお聞きしてお
きたいと思っております。

○土田政府委員 先ほど委員の方から御指摘がご
ざいましたように、この作業部会の報告は、今後
金融制度第一委員会の報告として金融制度調査会
の総会の了承を得ることが必要でございます。
その総会の了承が得られました場合には、実
は労働金融、農協その他関係の省庁と共管になっ
ておるものもございますので、それぞれ関係省庁
との協議の上、可能なものから順次速やかにいろ
いろな所要の手続を進めてまいりたいと考えてお
ります。今後具体的に検討をしなければつきり
したことは申せませんが、その中には法律
改正事項も含まれておる可能性がございます。そ
のような事項につきましては、これも実はいづれ
も他省庁と共管の法律でございますので、関係各
省と協議を進めまして対処してまいりたいと思
っております。

○中村(正男)委員 ぜひひとつ速やかな対応をお
願いをしておきたいと思っております。

大臣に一つお聞きをしたいと思っておりますが、今回
の日米金融協議、かなり具体的な問題で、しかも
差し迫った要求になっております。しかし、これ
は日米構造協議と一連のものだ、私はそう受けと

めるわけでございます、アメリカが日本に対す
る経済的な面での同質化を目指している。その背
景には、やはり九二年のEC経済統合、さらには
ソ連経済の行き詰まりに対するアメリカとしての
対応、さらにまたアメリカ自身が中南米における
さまざまな経済問題にどう対応していくのか等々
考えた場合、アメリカとしては既にカナダとの間
で自由貿易協定を結び、加えて日本も含めた地域
経済統合といえますが、そういうものが根底にあ
るのではないかと、背景にあるんじゃないかと、そ
ういふふうにとらえておるわけでございますが、そ
ういった点について、大臣、どのような認識に立っ
ておられるのかお聞きをしたいわけですが、時間
がございませんで、その点、基本的なお考えを
お聞きをいたします。

同時に、そういうことを考えますと、日本とし
てはやはり経済主権に立つた選択ということが今
回の日米金融協議のこれからの進展でも望まれる
わけでございます。そういった点で大臣の見解を
お聞きしたいと思っております。

○橋本國務大臣 まず、委員にお願いを申し上げ
たい第一点は、構造協議と同質のものという御指
摘が今ありましたし、私はその御指摘が必ずしも
不当な御指摘だとは思いませんけれども、日米構
造協議と金融協議については全く別の次元として
私どもは位置づけ、交渉いたしておりますので、
その点だけはどうぞ御理解をいただきたいと思
うのであります。

ややもすると、さまざまな問題を絡めて論議を
しようとするアメリカの組み立て、それに対し
ては、やはり金融の問題というものは大衆討
議に向いたものではない、あくまでも専門家の論
議を必要とするものというところで、構造協議と分
けて対応いたしております。今後、私どもとし
てはその垣根はしっかりさせておきたい。とし
て、他の分野における論議が金融協議に与える影
響は垣根で本当に食い止めた、プロ集団の話し
すことだけは、どうぞ御理解をいただきたい。

そこで、金融協議の中で出てまいります、殊に
今問題になっております金利の自由化の問題、こ
れは二つの側面を持っております。一つは、まさ
に小口預金金利の自由化というものが小口預金の
ウエートの高い中小金融機関の経営に与える影
響、これは非常に私どもとして考えていかなけれ
ばならないことであります。今後の自由化の進
め方を考えてまいります場合にも、やはり中小金
融機関というものが十分この自由化に対応できる
ようにしていかなければならない、この視点は私
どもとして一つ常に心にとどめておかなければな
りません。しかし同時に、この場合の消費者はま
さに預金者でありますから、その預金者の利益な
どの観点からまいりますと、早期に自由化を進め
るべきだという強い御議論もあるわけでありまし
て、私ども特に、大口の預金の自由化はされてい
るのに小口の預金が規制されているのは不公平だ
という声があることについて、やはりこたえてい
かなければなりません。

この二つの事情というものを勘案しながら、問
題を起ささないように進めていく必要だけは私ど
もは見失ってはならない、そのように考えており
ます。

○中村(正男)委員 もっとグローバルなとらま
え方として論議をしたいわけでございますが、時間
にも制約がございしますので、次に進みたいと思
います。

次の問題は、これにやや関連をするわけござ
いしますが、銀行の手数料の問題、それから証券業
に対する手数料の問題、大変社会的に大きな論議
を呼んでおります。

そういった中で、銀行の手数料については、先
般四月二日にトップを切った大手の都市銀行が手
数料の下げを実施いたしました。その後、それに
大体横並びの形で都市銀行、地方銀行その他が手
数料改定をいたしておりますが、まず具体的な中
身を簡単にひとつ御説明いたしたいと思いま
す。

銀行の各種サービスの手数料につきましては、
基本的には各銀行が自主的に決定すべきものであ
りまして、私どもの方の認可、届け出などを一々
必要とするものでございせんので、その詳細に
ついては承知しかねるわけでございますが、具体
的な内容というところでございまして、一例と
いたしまして、現在全国銀行協会連合会の会長行
であります富士銀行の振り込み手数料の例を申し
上げますと、これも何種類もございしますので、ご
く代表的なもののみを申し上げますが、店頭窓口
を利用する場合、それから振り込みのための機械
を近ごろ備えつけておるわけでございますが、そ
の機械を利用する場合とで料金を変えておりま
す。機械を利用する場合の方を安くしているよう
でございます。その一例といたしまして、富士銀
行同士のいわば本支店向けの場合に、窓口を利用
する場合には改定後の手数料、これは三万円未満
の場合二百六円、それから機械を利用の場合は
百三円、それから他の銀行向けに振り込みで
ございまして、電信扱いのもの、これは三万円未
満のものは五百十五円、それから機械利用のもの
は三万円未満の場合四百十二円というふうになっ
ているようでございます。

なお、先ほど申しましたように、振り込み手
料の内容は特別横並びをとるべき指導とか、そう
いうことではございません。認可も届け出も必要
としませんが、まだ徐々にではございますけれ
ども、各銀行によってその手数料の体系の中身に
相違ができてくるというふうなことは見えてお
るわけでございます。例えば一万円未満の小口振
り込みの区分を新設した銀行とか、消費税込みと
いうことで端数をつけない体系を採用した銀行と
か、同じ都市銀行を見てもいろいろなバラエ
ティーがあるようでございますし、さらに地方銀
行以下を見比べても、だんだんと個性が認め
られるような状況になっておるというふうに見て
おります。

○中村(正男)委員 きょうは銀行協会等直接の方
においでをいたしておりますので、そういう

意味合いでは今の答弁、具体的な数字を正確に聞きはできないというふうには思います。

ただし、今おっしゃったようなや個性的な手数料に各行あるいは都市銀行対地方銀行となりつつある、こういうお話でございしますが、私が知る限りでは、余り個性的な手数料体系にまだなっていない、大体がまだ横並びからそう大きくは変わっていないという認識に立っております。今回の改定でひとまず社会的な批判がおさまったのではないかと、いふような銀行側の受けとめ方があると思いますが、ちよつとやそつとの手直しではまだ利用者は納得しないというふうには私は思いません。口座振替手数料、これなんかほとんど変わっていないと思ひますし、依然として取るべきところから取らずに利用者が多く負担している、こんな印象はぬぐえません。主張だけ申し上げておきますので、ぜひひとつ銀行側にしかるべく指導をお願いしたいと思ひます。

例えば、今バーコードという装置が消費市場で大変急速に広まっております。御案内のようにスーパーとかのレジで、店員さんが商品をばつと当てますとびつと音がしてすぐ価格を読み取る。それがもう既にその店の売り上げの数字にきちつとカウントされる。所によつてはそれが例えば七十円のガムであればそのガムの会社まで、どこでこれだけの売り上げがあつたまで集計される。そこまでコンピュータは進んでおる。七十円のガムで高いコンピュータはもつたないといふのは今までの認識でございまして、実際のコストといふのは二円くらいしかからない。片や銀行の手数料は、引き下げられたといえどもまだ三百九円ですか、大手の振り込み機を使つた場合、三百円対二円、こういう比較、これはちよつとおかしいじゃないかという指摘もあるかと思ひますけれども、銀行側は、いやいやコンピュータの費用は物すごくかかるんだからこれでも赤字なんだという言いわけを今までしておつたわけでありまして。

そういうことを考えると、私は、今回の改定で

もまだまだ不十分だ、もつと思ひ切つた改定をすべきであると思ひますし、同時に、大手都市銀行が話し合ひで大体の線を決めていくというふうな時代ではない。むしろ、それぞれの各銀行がそれぞれ収益に応じて自主的に料金を決める、あるいはまたお客さんとの取引に応じて手数料を安くする商品の開発など、もつともつと利用者が納得できるそういう競争原理をより導入した、そんな抜本的な見直しが必要ではないのかというふうに思ひたいと思ひます。

銀行局長、一言あるならばちよつと答えをしてもらつても結構です。

○土田政府委員 委員のお話にございましたように、この料金は自主的に決めるべきものである、客との取引関係その他を考慮して自主的に決める、そして競争原理を導入するという方向で今後この手数料体系が運用されるべきものであるという点は、全く御指摘のとおりと考えております。ただ、一言といふことでございまして、補足を申し上げますが、第一点は、手数料というのは安ければ安いほどよいというものではございませんので、コストに見合った適正な額を受け入れないことには、その不足分は為替取引と関係のない一般の利用者の負担に帰するといふようなことにもなるわけでございます。それからまた、自由化の進んでおりますアメリカでは、むしろ金利の自由化が進むに従ひまして手数料の水準が引き上げられ、条件が厳しくなつたということも聞いております。

もう一つは、確かに競争をいたすわけでございますが、その中身はとにかくバーコードよりはるかにインプットすべきデータが多く複雑であると思ひますけれども、しよせんは、どの銀行でやつておることもサービスの内容といふものは、例えば振り込みなんかの場合は全く似たようなサービスでございますので、競争の結果一定の範囲内に収れんしていく、つまり余り極端な差が本来なかなかできないという面もあるということ

は、御了解いただきたいと思うのでございます。しかしながら、むしろ大事なものは、その手数料を決める意思決定のプロセス、それからその判断におきましてあくまでも自主的に決めるということが非常に大切である。そこに眼目があると思ひますので、単純なる横並び的な発想を排除して、それぞれ適正な競争を手数料の面でも反映させるように今後とも私どもも気をつけて見てまいりたいと思ひます。

○中村(正男)委員 これでおきますけれども、これは単に手数料が高いということだけではなしに、今の銀行に対する社会的な目が極めて厳しい見方をしているということに關係するわけでございます。いまして、いつか大蔵委員会でもなたかが言われまして商売している。また、片や最近の土地高騰の要因は銀行の過剰投資にあるといふふうな、結局銀行性悪説といひますか、そういうものが根底にあるといふことをぜひひとつ大蔵省としては受けとめて、銀行業界に対する指導をよろしくやつていただきたたいということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、証券業界のこれまた取扱手数料の問題であります。これはまだ実施をされてないようでありまして、新聞報道等見ますと、近々六月に入れば具体的な値下げが実施されるといふふうに承っております。株式発行の引受手数料ですが、こういったものは十五年間据え置きされておる、売買手数料が平均的には七・〇五%引き下げといふような報道が出ておりますが、その具体的な点をもう少し簡単にお聞きをしたいと思います。

○角谷政府委員 今の委員のお尋ねは、引受手数料と株式の売買手数料と両方のお尋ねでございまして、引受手数料につきましては、これも各社が自由に決めるということでございますけれども、これにつきましまして既に本年の一月に、新日本製鉄の発行するものにつきまして株式の引受手数料あるいは転換社債引受手数料等につきまして、大体一割程度の引き下げを行いました。

それから株式の売買手数料でございますが、これは証券取引所の受託契約準則によりまして、いわゆる固定手数料を取っております。ただ、売買金額が大きくなればなるほど料率が低減するといふ体系をとつておるわけでございます。この株式の売買手数料につきましては、既に昭和六十年四月、六十一年十一月、六十二年十月と三回にわたつて大體二割ぐらいの引き下げを累計で行つたわけでございますが、最近におきまして、国際的な水準等を勘案いたしまして、本年一月ぐらいから東証において検討を開始いたしました。五月十五日の東証理事会において改定案を決定いたしました。これを五月二十四日に大蔵大臣が認可するといふ形で、六月四日からこれを実施するといふことになっているわけでございます。

今回の改定案におきましては、国際水準など勘案いたしまして比較的割高となつておりますところの中口部分、大口部分につきまして、手数料体系の整合性も考えながらこれを引き下げる。同時に小口部分につきましても、個人投資家に配慮いたしまして引き下げを行うといふことでございまして、全体として平均で七・〇五%の引き下げといふことになるわけでございます。

今後とも私どもは国際的な水準を考えまして、機動的、彈力的にこういった問題に対応してまいりたい、このように考えているわけでございます。○中村(正男)委員 国際的な比較もおつしやいまして、アメリカでは既に一九七五年に自由化がされておりますし、イギリスも一九八六年に自由化に踏み切つております。国際比較で言うならば、一千万円程度以上の中口、大口に対してはむしろ日本の方は割高だといふふうな指摘もございまして、早晩、この銀行の手数料も含めて、とりわけ証券の手数料については国際的に自由化を要求してくるというふうなことも当然考えられるわけでございます。

今回は、また固定の形で引き下げといふことになりまして、最低手数料制の導入などを軸に

たしまして、今後の自由化へのプログラムを示す時期に来ているのじゃないかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○角谷政府委員 株式の委託手数料につきましては、御指摘のようにアメリカとかイギリスとか多くの国におきまして既に自由交渉制といいますが、自由化されているわけではございません。したがって、我が国においてもこれを自由化したらどうか、こういう御意見があることは事実でございます。ただ、既に手数料が自由交渉制になりましたところのアメリカとかイギリスとかという実例を見ても、幾つかの問題があることも事実でございます。

一つは、確かに自由化された結果、交渉力のある大口の手数は急速に低下したわけではございますが、交渉力のない小口個人投資家の手数料につきましては逆に引き上げが行われている、手数料が上昇しているという問題が大分起こっております。その結果、個人投資家の市場への参入が減りまして、いわば市場の機関化現象といふものが進みまして、そのことによりまして市場における価格形成にいろいろ問題が生じてきているといった問題が出てきております。

それから、証券会社のいわば経営面でございますけれども、アメリカなんかにおきましては、証券会社の収入の過半数を手数料収入が占めていたわけではございますが、この自由化によりまして、最近におきましては二割を割る水準まで低下してきておる。その結果、証券会社としては、収益を上げるために自己売買を行うとか、いわゆるM&Aといった業務に事業のウエートを移すといったふうなことが起こったり、あるいは大手証券会社の集中が高まる、こういった現象が起こっているわけではございます。そういう意味では証券会社経営とか証券市場の面から必ずしも好ましくない影響も出てきている、こういったことが指摘されているわけではございます。

そういったこともございますので、手数料を自由化した方がいいかどうかといったことにつきま

しては、幅広い観点からかなり慎重な検討が必要で、事柄であるというふうに考えておるわけではございます。現在、私も少しは、この自由化を進めるといふことは考えていないわけではございます。

○中村(正男)委員 海外からの指摘も、大蔵省の承認のもとに証券取引所がこれを決めているといふふうなことも、アメリカの証券取引委員会の有力な方も具体的な指摘をしております。同時にまた、証券業界は大手四社の寡占状態というものがますます強まっております。そういう中で競争原理がなかなか働かないという基本的な問題もございまして、これも、国際的な摩擦に至る前に、今言ったような段階的な自由化へのプログラムというものをぜひ目指してもらいたいということとを要望をしておきたいと思っております。

次に行きます。次は、銀行、証券の垣根問題。これはまた改めて具体的にいろいろ議論をいたします。

ただ、きょうは一点だけ、ちょっと気になる新聞の社説がございましたので、きょうは公正取引委員会にもお越しをいただいております。見解を求めるわけですが、ちょっとこの社説をその部分だけ読んでみたいと思っております。今、垣根問題が大変議論が盛り上がり上っております。今、激しくなっております。それで、銀行業界は証券業界に對して、証券業界は銀行業界に對して批判といいますが、かなり強い指摘がなされておるわけではございます。

証券界は、大手都銀が関連会社を通じて独占禁止法上の制限(発行済み株式の五%)をはるかに超える株式を保有して産業界に強大な影響力を持つので、証券市場の公正な価格形成に支障を招く、

こういう指摘であります。他方、銀行側は、四大証券が証券引受額、株式売買高で圧倒的な地位を占めているため株価形成の透明性、利用者コストなどの点で問題があり、新規参入が望ましいとする。

この部分だけ読みますとこういう指摘であります。ただ、この中で支配とかあるいは寡占とか、そういったことをお互いが告発しているような形になっております。公正取引委員会としては、これは独禁法の問題で見逃すことはできないのじゃないかというふうな思われるわけですが、どういふふうな受けとめ方をされるのか、お聞きをしたいと思っております。

○糸田政府委員 ただいま委員御指摘の社説は、私も読んでおるところでございます。この社説に關しまして、独占禁止法の関係からお話し申し上げたいと思っております。

最初に御指摘のございました、銀行がその関連会社を通じてあるいは銀行の関連会社が第三者の株式の株式を大量に持っているといったような点でございます。銀行は、銀行法で金融会社が株式を所有する場合につきましては、相手方会社の発行済み株式総数の五%を超えてはならない、保険会社については一〇%ということでございます。五%を超えて所有してはならないという規定があるわけではございます。したがって、銀行がこの範囲内である会社の株式を持っていて、その持たれている会社がさらに第三者の会社の株式を所有したといたしまして、その点については独占禁止法第十一条の規制はかかってこない、そういった関係にございまして、この点をまず第一点として申し上げておきたいと思っております。

それから、証券業界におきましては、寡占の問題の御指摘もあつたように思われます。この問題につきましても、私も公正取引委員会として、いわば競争原理が一層有効に機能するようにという観点から関心の持っている事柄ではございます。ただ、これまた先生御承知のように、寡占的な状態にある、あるいは市場占拠率が高いということだけで独占禁止法の問題がすぐに出てくるというだけではございません。私ども自由な競争が公正に行われるようにという観点からこの問題を認識

していききたい、かように考えているところでございます。○中村(正男)委員 特に証券業界の四社の寡占状態、これは証券会社、中小含めると二百数十社の寡占状態に上るわけですが、企業経営の状態は四社の寡占状態に引つ張られる形で、中小は大変苦しい経営状態になっているのじゃないだろうかというふうな思っています。

詳しい仕組みの問題、議論する時間がございませんが、例えばアンダーライターと言われる引受け業務、これなども四社では七〇%から八〇%毎期これが占有されている。中小のシェアというものは全く変わらぬ。片や、今のうちに株が乱高下しますと、そのことがもろに中小の経営に響いてくる。もともと安定した中小の証券企業がいくつあるか、中身を組めかえたいといふか、今言ったようなアンダーライターの問題は、これは四大証券しかだめなのだというふうな従来の既成の概念で見ていくのか、そのところの枠組みの組みかえというふうなことはできないものか、その点だけちょっと質問しておきたいと思っております。

○角谷政府委員 大手四社のシェアでございますけれども、最近におきましては、一般的に言いますと、外国証券会社の参入も相次いでおりまして、競争も激化しているというところで傾向的には低下傾向にございまして、

株式の売買委託シェアで申しますと、一時は四社だけで大体五割を超えていた時代があるわけではございますが、最近におきましては、昨年の三ヶ月決算におきましては四四・一%というふうな低下してきております。また平成二年の決算におきましては、まだ具体的な数字は出ておりませんが、東京証券取引所だけの売買シェアで見ても、三・七%というふうなかなりの減少になってきております。それから、株式の引き受けでございますけれども、これにつきましても一時は四社で九割を占めていたという状況でございましたが、これも元年の三ヶ月決算におきまして

は五九・五％というふうな、傾向的に低下傾向にあるわけでございます。

こういった意味で競争は促進されてきている結果、いろいろ中小証券におきましては株式の委託シェア、これは何を中小証券と言うかによって定義が違いますが、仮に私も本省ではなくて財務局で管理しておりますところのシェアを見てみましても、株式の売買高のシェアがそれによって減っているというところはございませんし、それから株式の引き受けにつきましては、シェアは若干最近では上昇きみであるというふうな思ふわけでございます。

ただ、公取からお話ございましたように、こういった四社のシェアが引き続き高いことは事実でございます。そういったことによりまして株式市場の価格形成に問題を生じてはいけないうたこともございますので、私もとしましては、例えば価格形成面について申しますと、特定銘柄の取引につきまして、原則といたしまして、特定の証券会社の月間の取引高が三〇％以上になることによつて市場に過度な影響を与えることのないようないわゆる三〇％ルールを導入することか、あるいは社債につきましても主幹事制についてプロポーザル方式を導入する、こういった形によりまして自由な競争を促進するといったことをいろいろしているところでございます。

なお、中小証券につきましては、これも自主的な経営判断にゆだねる話でございますけれども、今後とも国際化なり自由競争が促進されると経営環境は厳しさを増してくるということも予想されますので、私もといたしましては、兼業承認基準を緩和するとか、あるいは中小証券独特の例えば投資信託を承認するとか、あるいは証券会社そのものの上場を促進することによって自己資本をふやすとか、あるいは新しい自己資本規制を設けて、これによりましてきちんとした投資家保護を図るとか、こういった各般の面にわたりまして中小証券につきましているいろいろな対応をとっているところでございます。

○中村(正男)委員 時間が来ましたので、証券取引法の改正、三点ばかり質問をして終わりたいと思います。

第一点は、今回の証券取引法の改正、TOBLの弾力化、国際化が進展する中で遅きに失したという感じがございまして、それは横へ置いておきまして、こういった改正が行われますけれども、このことによつて新たな対外摩擦にまた火種をつくることにならないかという懸念がございまして、それは簡単に申し上げますと、外為法との関係で、現在では非居住者の国内における株式投資については事前届け出制となっております。そういったことを考えますと今回の法の改正、国内の投資家にはそれなりの恩恵といえますが、それなりの役割を果たすことにならうかと思いますが、その点について外為法を改正しなければ対外摩擦的にもまた問題が起るのではないかというものが、第一点であります。

それから二つ目は、いろいろ問題はありますけれども、今回、大蔵省と証券取引所等の開覧室で公表ができるということになっておるわけですが、果たしてこれで一般の投資家に対する情報公開が実質的に担保されるのかという問題があるかと思ひます。むしろ官報とか、より広く一般投資家が目にできるそういったことがなぜ考えられなかったのかというのが、二つ目。

最後に三つ目は、こういったアメリカ流の情報の公開制度というものが充実をしていくわけですが、けれども、しかし実際には、行政当局の対応能力が果たしてこれについていけるのか。アメリカのSECのような機能はないわけでありまして、そういった点について大蔵省としてはどういうふうな考えているのか。

以上三つ、お聞きをしたいと思ひます。
○千野政府委員 第一の外為法の関連につきましては、お答えを申し上げたいと思ひます。
この外為法上は、対内直接投資につきましては、国の安全保障に関する投資あるいはいわゆる例外外四業種、つまり農林水産業、それから鉱業、石油

業及び皮革または皮革製品製造業、こういったような例外外四業種、これらに対する外からの投資についてチェックをするために事前届け出制になっておるといふことで、御承知のとおり届け出後三十日の不作為期間が設けられておるわけでございます。しかしながら、実際の運用上はどうなっておるかといふと、この不作為期間を大いに短縮をいたしましたので、かなり迅速な処理をしておるわけでございます。現に、国の安全保障の関連でございますとか例外外四業種、これら以外の投資につきましては、届け出をしたその日から投資が行われる、いわゆる即日処理という扱いになっていくようなわけでございます。これらが件数にして約九割という状況でございます。そういうことで、これは非常に限定的なチェックになっておりますので、これが存在することが直ちに摩擦になるというふうには私どもは認識をしております。

いずれにしましても、この事前届け出制は、今申し上げました国の安全保障に関連する投資でありますとか、あるいは例外外四業種といったものに対する投資を有効にチェックをするというためのものでございまして、事前届け出の差し支えない範囲での緩和でございますとか、あるいは今の国の安全保障の関連あるいは例外外四業種に關係のない業種についての一部廃止というふうなことは当然検討し得るものだと思いますけれども、事前届け出制の廃止ということになりますと、これは慎重に対処しなければいかぬ、かように思っております。

○角谷政府委員 今回の証券取引法の改正、三点でございますが、いずれも非常に証券市場は大眾化してきておりまして、投資家保護を図る必要が非常に大きくなつてきておるといふこと、国際化の流れの中で規制水準の国際的な調和を図るといったことを主眼とするものでございます。
そこで、具体的なお尋ねの二点でございますが、第一点は、五％ルールとかTOBLにつきましては新聞公告を義務づけただろうかというところでござい

ございます。

この点につきましては、まず証券取引法におけるディスクロージャー制度というのは、従来から有価証券届出書とか有価証券報告書という制度がございまして、これにつきましてはいずれも大蔵省及び証券取引所等におきまして公衆縦覧することによりましておるわけでございます。五％ルールにつきましても、この前例に従ひましてこういう取り扱いにいたしておるわけでございます。こういった取り扱いは、アメリカにおける取り扱いと全く同じでございます。五％ルールにつきましても、今後新しく導入されるわけですので、推移を見る必要がございまして、アメリカ等におきましてもやはりそういった買い占めといった件は非常に關心がございまして、こういった投資家情報は公衆縦覧した段階で新聞等がキャリーするということが一般的に行われているようでございます。特に日本の場合におきましても、兜町の取引所には記者が詰めているといったこともございますので、恐らく日本におきましても同様なことで事実上新聞等にキャリーされることが大いにあり得るだろうというふうな考えているわけでございます。

それから、公開買い付け制度につきましては、むしろ制度そのものが新聞公告をもつて一般の投資家へ買い付けを勧誘するという行為でございますから、これは制度上も新聞公告を義務づけておるといふことでございます。

第二点の、こういったいろいろ制度改正をするのはいいけれども、大蔵省の対応能力は十分であるか、こういうお尋ねでございます。
確かに、いろいろな最近のこういった証券市場の発展に伴ひまして、私も証券局の仕事が忙しくなつてきていることは事実でございます。そういったことに対応いたしまして我々も精いっぱい努力しているわけでございますけれども、その中で特に本年度におきましては、本省におきまして十名、それから財務局におきまして十名、大蔵省の中の通常の予算定員の中では格段の増員を認

めていただきました。そういったこともござい
ますので、私も今後ともそういった機構面、予
算面の充実も関係当局の理解を得ながら図りつ
つ、こういった新しい事務に対応してまいりたい
というふうに考えておるわけでございます。

○中村(正男)委員 時間が来ましたので終りま
すが、この年初から証券業界は非常にさまざま
トラブルが起こっております。昨年十二月には証
券局長の通達を出して、各業界に注意を喚起し
たわけですが、一向に効き目がなかった。そ
れにはそれぞれの要因があるわけでして、一律に
云々はできないと思いますけれども、こういった
ことの起こらないような一層の行政をお願いいた
しまして、終わりたいと思います。

○衛藤委員長 仙谷由人君。

○仙谷委員 仙谷でございます。

証券取引法の改正の問題に入る前に、今週の
「アエラ」という雑誌に載っておりますのでござい
ますが、この問題をいわゆる金融取引におけるプ
ライバシーの問題として少々大蔵省にお話を伺い
しておきたいというふうに思っております。

大蔵省は、この「アエラ」という週刊誌の記事
のみならず、独自にこの種の銀行のいわゆる顧客
に関する情報が名簿屋に売られておるといふよう
な事実を承知しておりますでしょうか。

○土田政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘の「アエラ」の記事は私も読んでござい
ますが、一般的にそのようなプライバシー
情報が発売されておるといふようなことにつ
いては、私も承知をしております。

○仙谷委員 この記事が出て以降でも結構なんで
ございますが、そういうおそれ、可能性があるか
ないかについて、あるいはこの記事とは関係なし
にこの種の財産情報が漏れておるのではないかと
いうことについて、大蔵省として調査をなさった
ことはあるのでしょうか。

○土田政府委員 その「アエラ」の記事に出てお
ります銀行から、これはどのような話であったの

かということを担当官が聞いたということではござ
います。ただ、一般的な調査はいたしておりませ
ん。

むしろこの問題についてやや一般論的に申し上げ
ますと、金融機関は当然、預金者や貸し出し先
などの顧客の情報につきまして、いわゆる顧客の
プライバシー保護の観点から特に慎重な配慮が必
要でございます。そのような問題意識はかねてか
ら私も持っております。いろいろな
各方面での審議会の答申とか個人情報保護に関
する法制の整備の状況とか、そのようなものも見
比べながら、例えば業界の共同設立をしておりま
す金融情報システムセンターというところ
で個人情報保護のための取り扱い指針をかねて
定めておるところでございますし、また金融制度
調査会の専門委員会でも消費者信用のあり方につ
いて議論されました。この個人のプ
ライバシー保護の問題について十分配慮を払うことが
重要であるという趣旨の提言をちょうだいしたと
いういきさつもございます。

そのような全般的状況を受けて、昭和六十
一年三月四日でございますが、銀行局長名で「金
融機関等が信用情報機関を設置又は利用する場合
の信用情報の取扱い等について」という、これは
金融機関の独自の直接的な行動ではなく、いわば
共通に利用できる信用情報機関をつくった利用
したりする場合についてもかかるべき注意が必要
であるというような指導をするとか、それぞれか
ねてから適切な取り扱いの指導に努めてきたとこ
ろでございます。

○仙谷委員 この記事を見ますと、一つは三菱銀
行の問題が出ております。もう一つは、東洋信託
銀行に対する訴訟を既に提起しておる消費者がい
る。つまり東洋信託銀行のケースは、ダイレクト
メールで送られてきた封筒に張られてあった整理
番号が東洋信託銀行のいわゆるお客様番号であっ
た、そういうゆゆしい事態に対して訴訟を提起し
ておる消費者がいるということが記載されている
のです。

そこで、三菱銀行に対する調査の結果と、東洋
信託銀行について調査をしたのかどうか、調査を
したとすればどういふ調査結果であったのか、そ
のことについてお答えをいただきたいと思いま
す。

○土田政府委員 具体的な訴訟事件になっており
ますものにつきましては、もしそのような訴訟が
現に行われておるといふことであれば、まずその
訴訟の内容を見守るといふことで、私も注意
深く見てまいりたいと思っております。それから、こ
のような記事の種になるようないろいろな事実があ
るといふことで、仮にそういうことでありますな
らば、それは私もとしては極めて遺憾なことであ
ると思っております。

なお、話題に出ました銀行では、この記事に対
応いたしまして、即刻点検、それから規律の強化
等について、いわば引き締めのための措置をとっ
たというふう聞いております。

○仙谷委員 法務省の方、来ておれば伺いた
いわけですが、かりそめにもこういう預金の管理
台帳あるいは定期預金の期日管理表、あるいは
もつと進んで、私も融資を受けるときに、子
供の年から住宅が持ち家か借り家か、その資産
価値が幾らかというふうなことを書かれて提出
するわけですが、そういう銀行が握った財産情報
が売られるというふうなことがあつては決してな
らないといいますが、ゆゆしい事態である、だれ
もが金融機関や証券会社や生命保険会社を信用し
て取引ができなくなる、こういうことになるの
じゃないでしょうか。

法務省、この種のコンピューターに内蔵された
情報が何らかの格好で取り出される、あるいはそ
れ以外の方法で取り出されて名簿屋に売られると
いふようなことは、現在の法規制でどういふ犯罪
になるのか、あるいはどういふ防止の手だてがあ
るか、おわかりの範囲で御教示をいただきたい
のです。

○鶴田説明員 お答えいたします。
突然の御質問なので適切にお答えできるかどう

か自信がございませんけれども、例えばコン
ピューターシステムに入り込んだ情報を不正に漏
示するとか、そういった問題につきましては、現
在のところ刑法の観点からはこれを処罰する規定
はございませんが、ただ、何らかの形で財産的な
情報が文書とかそういうものに化体してありまし
て、それが何らかの形で外に出るといふたような
ことになれば、窃盗とか業務上横領とかいふたよ
うな形の犯罪が成立する可能性がある場合がある
かと思っておりますが、その程度でひとつ御了解いた
だきたいと思っております。

○仙谷委員 要するに、現在の情報化社会に今の
日本の法規制が対応できてない、こういうことに
尽きると思っておりますが、時間も余りござ
いませんでこの点を一点だけお伺いして、次に
移りたいと思っております。

实体经济の中で名簿が売買される。その中で一
番価値があるのは財産者の名簿である、財産を多
く持っている人の名簿が価値がある、名簿屋の社
会ではどうもこういうことになっておるようです
ね。銀行、証券、保険、いわば消費者、その中で
も資産を多く持つておる人をどうも優遇しつつあ
るといいますか、そういう人を一番大切にしてお
る銀行とか証券会社、ここから情報が漏れる危険
性をいつもはらんだ社会というふうに言っている
と思うのですが、こういう事態を前にして、プ
ライバシーの保護という観点から大蔵省としては
今後どのように対応されようとしておるのか。法
規制等々を含めて大蔵大臣及び銀行、証券、ど
なたからでも結構ですので、ひとつお答えをいた
だきたいと思っております。

○土田政府委員 銀行、証券、保険と三つ御指
摘がございましたが、その中の二つまで銀行局が所
管しておりますので、私の方からまず申し上げま
す。

殊に銀行につきましては、いろいろな情報が集
中するということ、この業務の性格上当然あり
得ることでございますが、そのような情報をみだ
りに外部に漏らすべきでないということは銀行の

基本であるということ、どこでも言われておることです。そのような観点から、これは明文の法律の根拠はございませんけれども、判例その他におきまして銀行の守秘義務というものは確立した概念になっておるわけでございます。

そのような、いわば銀行の事務の運営の基盤に關することでございますので、殊にコンピュータの普及に伴ういろいろな個人のプライバシー保護の重要性の問題につきましては、私どもかねてから意識を持ち、最前線の申し上げまされたような指導も繰り返してまいりましたわけですが、今後とも個人のプライバシー保護につきましては一層慎重な配慮を払うよう、金融機関等を指導してまいりたいと考えております。

○角谷政府委員 一般的には今銀行局長がお答え申し上げたとおりでございますが、証券会社につきましましては日本証券業協会におきまして協会の規則をつくっております。具体的には協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則というものをつくっておりますが、そこにおきましては、適正な顧客管理を行うために協会員、つまり証券会社に対して、顧客カード等の管理を義務づけると同時に、顧客カード等によって知り得た秘密を他に漏らしてはならないというふうに規定いたしました。個人のプライバシーを侵すことのないように証券業協会において協会員を指導するというようにしておるわけでございます。私どももいたしましても、こういった趣旨がさらに徹底するよう、証券業協会あるいは証券会社を指導してまいりたいと考えております。

○仙谷委員 どうも大蔵省、通産はきょうは関係ございませんけれども、企業の秘密を守ることにについてはなかなか御熱心な取り組みがあるような気がするわけでございますけれども、消費者の例えばこういうプライバシーの保護というところに関しましては、今証券業協会の取り扱いをお伺いしましたけれども、どうも全般的に非常に弱いのではないだろうか、そういう感じを持っておるわけでございます。

銀行の、特に金融情報がおかに売られるということについては、こんなことがないように今後ともより一層厳しい指導、あるいはこの「アエラ」の記事から読み取れるのも、三菱銀行だけではなく他行の情報もダンボールいっぱい入ってあるというようなことも書いてあるわけでございまして、これはひとつ改めて全銀行に対して適正なプライバシーの保護についての何らかの指針を出したいと、あるいは指導をしていただくということが必要なのではないかと思ひます。

次に、証券取引法の改正についてお伺いをするわけでございます。時間の関係でほぼ一点に絞ってお伺いをするわけでございますが、証券取引法の改正された百九十七条から二百九条まで、ここに罰則規定が置かれております。私、これを読みますとどうも、どうもというよりも多分そうだろうと思うのですけれども、不提出、虚偽報告というこの二本の柱だと思ひますが、個人がその罰則を負う対象者になっておる。つまり、会社であれば書類作成者であつたり、あるいは提出者というのはいずれになるのか、ちよつともう一つイメージがわかないわけでございます。担当部署の責任者ということになるのでしょうか。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○角谷政府委員 買い占め等の場合には、法人も個人も両方あると思ひます。個人については、御指摘のとおりでございますが、法人についても罰則がございします。

○仙谷委員 そうしますと、この「提出しない者」の「者」の中には会社も含まれるわけでございしますか。

○角谷政府委員 具体的には、証券取引法二百七条におきまして、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、云々」といろいろな違反行為をしたときには、「その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」ということでございます。

そういったことでございます。

○仙谷委員 次に何伺いしたいわけでございしますが、この二十七条の三十の二項というところに、会社に対する大蔵大臣の提出命令というのがございします。それから二百五十五号というところに「第二十七条の三十第一項」というふうな書かれておつて、第二項の会社の不提出については罰則適用がないようになっておるわけでございますが、これとの関係はどうなるのですか。この項目では罰則適用はないけれども、今証券局長がおつしやつた一般規定で罰則規定の適用があるんだ、こういうことになるわけですか。

○角谷政府委員 「者」と書いてございしますが、その「者」というのは法人も個人も両方含んだものでございまして、法人につきましても違反行為がありました場合には罰則の適用がある、こういうことでございします。

○仙谷委員 よくわかりませんけれども、ちよつと時間の関係で先へ進みます。

従前のインサイダー取引の証券取引法の改正のときに、ここにいらつしやる社会党の早川委員が、アメリカのSECに単純に倣えというのではないけれども、もう少し独立的な機関としていわれる調査、監視あるいはできれば捜査といひますか、そちらにも権限を広げるような組織をつくらどうかという提案をいたしました。当時の証券局長が、「屋上屋を重ねるようなものではないか」ということから、司法関係当局というのと議論をしてみなければいけないような問題もあらうかと思ひますし、現にそうしなければ取り締まりの実効は全く上げられないのかということにつきましましては、またいろいろ議論もあるのではないかとと思ひます。、こういうお答えをなさつておるのですか。

今度のインサイダー事件として初めて摘発された日新汽船の事件では、これはやはり専門家がいないからこの程度の摘発にしかならない、そういうのが一般の世評でございします。大山鳴動してネズミ一匹も出てこないような感じの摘発しか行

われないというふうなのがどうも世評のようでございします。

この点について、新たな機関をつくつてやることについて司法関係当局と議論をしてみなければならぬ、六十三年の五月に証券局長がお答えになつておるわけですが、司法関係当局と大蔵省の方でこの種の議論をなさつたのでしょうか。なさつたとすれば、現在どういうことになっておるのか、それをお伺いしたいと思います。

○角谷政府委員 日本の証券局とアメリカのSECとの性格の差でございしますけれども、アメリカでは準司法機関的な権能を持つております。具体的には、広範な規則制定権を持つとか、審問によりまして審決を行うとか、ある程度の一定の捜査権を持つておるとかといった意味でのものがございしますが、それに対して私どもの証券局の方は、全く純粹の行政機関でございます。そういった意味では行政調査ということが可能です。すけれども、犯罪捜査の権限というのは専ら司法当局に専属しているということがございまして、今回のインサイダー取引におきましても、犯罪捜査として行われる限りにおきましては司法当局において行われる、こういう建前になっておるわけでございします。

そういった意味で現在のいろいろな我が国の制度がそうなつておりました、そういった意味で私どももいたしましても、今回の問題を含めましてこういった問題についていろいろ、インサイダーの問題を含め、あるいは今回の五％ルールとかT O B等につきましても議論したわけでございします。が、我が国の現在の社会的な風土の中で一般的に証券に関する規制、監督、行政を行うところの機関がそういった一種の準司法的な権能を持つことについては、果たして一般の国民の理解等が得られるような十分な状況にあるのかどうか、あるいは日本の行政組織の中でそれは十分なじむものかどうかといった問題がいろいろ残されているわけでございします。さらには、そういったことを

行うといいたしますと、私も証券局といいたしましてもかなり膨大な組織なり人員を必要とするといった問題もございます。

そういった状況もございますから、こういった問題につきましては、現行の体制を維持しつつ、同時に司法当局との間の密接な連絡協調体制といったことを強化する、あるいは行政といいたしましてはそういったことが起こらないような未然の十分な対応を関係者に求めると同時に、我々としてできる範囲で、例えば証券取引所等におきまして監視機能の充実でありますとか、我々の中におきましてそのそういった調査機能の充実を図るといったことをあわせ行うことによりまして対応していくのが基本であろう、こういうことで対応しているわけでございます。

○仙谷委員 日新汽船事件におきまして、昨年の六月に大蔵省の方で調査をしたけれどもシロと出た、ところが今度警視庁が捜査に踏み切ったというのが、どうも新聞報道に書かれておるようでございます。だから、今度の初めてのインサイダー取引事件として摘発されたケースは、大蔵省と司法当局が連携を密にしながら、協力をしながらこういう事件が立件されたのだということではなくて、大蔵省はシロと言ったけれども、警視庁が執念の捜査で摘発をしたというような感じになっておるのです。

早川委員も昭和六十三年のこの国会で質問をしておられますように、早急に、いわば大蔵省管轄の省庁でいえば国税庁のような、捜査あるいは告発の権限を持つ専門の、証券不正を監督し取り締まる機関をつくっていかねばいけないのではないかと私は考えておるわけでございます。そしてまた、それが消費者といいますが一般投資家といいますが、そういう人の利益にかなうものでありますし、あるいは先ほど証券局長がおっしゃった国際化、透明性というふうな事柄、そういう趣旨に沿う。その方向に動き出さなければ、今の警視庁がどうだかというふうなことではいかんともしたいのではないかと考えておるわけでござい

ます。大蔵大臣に一言、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 私は、今委員が御指摘になりました問題点、早川委員と当時の証券局長との議事録を読みました。その上で、今回取引審査体制の拡充を図っております。私は、委員のお考えのような考え方も確かに一つの考え方だと思ひます。ただ、私の脳裏にありましますのは、果たしてそういう仕組みをつくるのが即座に効果を上げるかどうか、それよりもっと効果のある方法があるのではないかと感じております。

これは大変過去にさかのぼりました例を引いて恐縮であります。ちようど昭和四十年代の半ばくらいに公害事件が非常に多発いたしました当時、公害Gメンをつくれとか、あるいは環境庁が生れました時点で環境庁の一定分野に対して準司法的な権限を付与してはどうか、さまざまな御議論がございました。当時、環境庁が考え、そしてその結果としては非常に効果を上げましたのは、環境庁と検察当局との連携の中において、公害事案についてある程度専念できる検事の養成を檢察当局にお願ひをした。そして、当時檢察当局はその要請にこたえてくれました。たしか十名余りであつたと思ひますが、正確な数字は忘れましてけれども、公害事案について熟達した検事の養成に踏み切つていただいたわけでありま。これは、その後の公害事案の処理におきまして非常に効果を發揮をいたしました。そして、むしろ今、恐らく特定のそうした分野専念という必要をなくするくらいまでの効果を上げたと思ひております。

仮に、今回証券取引審査室が拡充案として仕組まれているわけでありま。けれども、その仕組みが機能する中において、自分たちの行政権限の範囲でどうしてもグレーゾーンの残るような分野について連係プレーが司法当局との間に機能いたしませんならば、むしろその方が実効が上がるのではないかと。私は、率直に過去の公害事案に対する対応を振り返りながら、今そのような印象を持つて

おります。

しかし、いずれにいたしましても、国民の資産を運用する場としての証券業界について、極めて厳しい倫理が求められることは当然であります。そしてまた、それに対し行政当局としての十分なチェックの機能を持つということには必要なこととありますから、今後とも十分御意見も踏まえながら研究させていただきたいと思ひます。

○仙谷委員 今年度予算で十人の証券取引審査室の増員を図つたというふうに報道で承知しておりますが、人員の増加と職員の専門化といひますかプロ化といひますか、そういうことに配慮して、この証券市場が我々でも見にくい、見えにくいという状況を何とかして改善する方向で努力をしていただきたいと思います。

最後に、一点だけ伺ひたいいたします。これも証券市場の見えにくさをあらわしておつた事例じゃないかと思ひますけれども、従前、「東京証券取引所の上場前第三者割当増資についての取扱ひ」というふうな証券取引所の内規的なものが数多くあつたやに伺つております。今申し上げました「取扱ひ」とか「上場申請日の直前決算期の一年前の日前一年間の第三者割当増資等の運用細目」といふものがあつて、その中に割当禁止先として、「東証会員証券会社及びその役員割当てを禁止する。」あるいはその割当禁止の証券会社には「証券会社の人的資本的関係会社を含む。」という規定がありながら、その証券会社が資本、人的な出資あるいは派遣をした証券会社系あるいは金融機関系のベンチャーキャピタルには割当してもいいんだというふうな運用の細目と、現存しているようにございませうけれども、現時点でもベンチャーキャピタルには割当していいということになつておるのでしょうか。

○角谷政府委員 先般のリクルート問題を契機といたしまして、御指摘の新規公開あるいは上場前の第三者割当で、そういった問題につきましては一定の規制を行うことにいたしました。それに関連いたしましたして、今委員御指摘の東証

の取扱規則につきましてもこれを廃止いたしました。御指摘のベンチャーキャピタルにつきましても一般原則に従つて行つ、こういう対応に切りかえてございませう。

○仙谷委員 そうしますと、一応ベンチャーキャピタルについての割当を許可するというのは廃止されたというふうな何っていいのですか。

○角谷政府委員 一般原則に従うものですから、原則としてそのとおりでございます。

○仙谷委員 終わります。

○衛藤委員長 堀昌雄君。

○堀委員 最初に銀行局長にお伺ひをいたしますが、たしか昭和六十年だつたと思うのですが、現在の金融制度調査会が発足したときの課題はどういうことであつたか、時間がありませんから簡単に

にお答えをいただきたいと思います。

○土田政府委員 金融制度調査会是非常に昔からある諮問機関でございますが、現在の金融制度調査会の発足までに至る経緯は、昭和六十年九月二十六日に、専門金融機関制度をめぐる問題点を広範かつ専門的な観点から研究、整理するというところで、具体的に専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会、制度問題研究会と通称してありますが、それを設置することから始まつたわけでございまして……

○堀委員 それだけでいいです、時間がありません。

実は今銀行局長がお答えになつたように、この金制のスタートは、専門金融機関というのは都市銀行・地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、この三つについての問題を検討するというのが六十年九月におけるスタートの状況だつたのであります。ところが、いつの間にかこれが銀行、証券問題の方にずつと発展してきて、今日一番大きな議題がこの問題に集約されておるというものが現状でございます。

そこで、証券審でもこの問題を受けて今作業を続けておられるようでありまして、やがて証券審もそれなりの態度をあらわされると思うのであり

ますけれども、ちよつとこの問題について公正取引委員長にお伺いをいたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第一章第一条「目的」で、「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、（中略）公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」この明記をいたしております。非常に重要なのは、ここで事業者への「過度の集中を防止して」、「公正且つ自由な競争を促進し」、「一般消費者の利益を確保する」とともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」ということで、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律であります。

そこで、十一條で、さつきも既にお答えがありましたけれども、「金融会社の株式保有の制限」金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号の一に該当する場合、この限りでない。」というふうに記載されております。

ここで問題が一つ出てまいりますのは、さつき中村委員も御指摘になりましたけれども、現在のこの五％の持ち株の中で、実際に銀行系証券会社というものが何社あります。ちよつと簡単に証券局長の方でお答えいただきたいと思います。

○角谷政府委員 銀行系証券会社でございますけれども、我が国におきましては、アメリカと違ひまして、今お話がございましたように、独禁法によりまして五％の範囲内ではございますが銀行本体によって株式所有ができることになっておるわけでございます。銀行は、ほかの事業会社と同様に証券会社にも出資しているものがあります。

これらの証券会社のうち、銀行とかその関係会社等が相当割合の株式を持っておりまして、銀行との間で役員員の人事交流等におきましてかなり親密な関係があるといったものにつきまして、これを一般的に銀行系証券会社というふうに呼んでいいということでございます。

これは一般的に、この経緯でございますけれども、昭和三十年代後半から四十年にかけて不況のときに、証券会社が経営不振に陥りまして銀行の救済等を仰いだといったことからこういう現象が起つてきたという経緯もかなりあるようでございます。

○堀委員 今証券界は、最初に問題になっておりますけれども、大手四社、その次に総合十社というのがあります。その下にずっとあるのですけれども、この総合十社というのを見ても、十社のうちで純粋な証券会社というのは五社しかない、あとの五社は銀行系証券会社なんです。まだまだたくさんありますけれども時間がないので省きますが、公正取引委員長に伺いたいのは、これは金融制度調査会で結論になっていないのでありますけれども、要するに銀行がその子会社に証券会社を持てるということが金融制度調査会のB案というので出されているわけですね。これは今後進行するのだからと思うのですが、仮にそういうものができたときの銀行子会社というのは、今の独占禁止法では一〇〇％の持ち株は禁止されているのですが、ただ、ここに、さつき私が読み上げましたように公正取引委員会規則によって公正取引委員会の認可するものはこの限りでないんだ、こうなっているわけです。

そうすると、要するに既に銀行が五％の持ち株で、たくさんありますが、中堅十社の中の五社ある。こういう銀行の持ち株の証券会社と、新たに金融制度調査会が考えておる一〇〇％の持ち株会社というのがある。一体これがどういうふうになるように独占禁止法の立場でお考えになるのか。さらに、その一〇〇％持ち株というのは、法律は五％になっているのですから、公正取引委員会規則に基づくところの認可ができれば可能なんですけれども、私は、少なくとも独占禁止法マターであるものが、ただ単に金融制度の中だけでこうしよう、ああしようという話になるのは、非常に順序がおかしいのではないかと。

私が第一条を読み上げたのも、要するに——今五％になっているのは、かつてこれは一〇％だったのです。御承知のような狂乱物価の後で企業支配力の問題が出てきてまして、ちよつと独占禁止法の改正問題が起きました。当時の独禁法の自民党の委員長は山中貞則さんでして、私は三十年以来、税その他で一緒にやっていた親しい方でありましたから、私は、銀行が企業の一〇％の株式を持つことは企業支配力が強くなり過ぎる、アメリカはゼロですよ、日本が一〇％は多過ぎるから、足して二で割つて五％にしたらどうでしょうかと相談をしたら、山中さんが、ああそれは堀君大変いいことだ、それでいいこうというので、実は五十二年改正で五％になっているのです。

私はかねてから、できるだけ独禁法が定めたような公正な競争、過度の集中による影響力がないようにすることが日本の企業発展のためにいいと考えてこういう問題をやってきたわけです。公正取引委員長の御答弁をいただきます。

○梅澤政府委員 一点、二点について分けて御説明をした方がいいかと思ひます。

まず、現行の十一條は、御指摘のように金融力を背景にいたしました金融会社の事業支配を排除するという厳しい構造規制でございます。ただし書きで現在五％の基準を超えて認められます場合は、例えば第三セクターとか業績不振会社に対してやむを得ず銀行が株を持たざるを得ない、あるいは不動産管理とかコンピュータといった従属業務について例外的に認可しておる、つまりあくまでも例外運用でございますから、今委員がおっしゃいましたように、現行制度のもとで証券会社の株式を銀行が一〇〇％持つということは、現行法の認可はできません。すべきではないと思

うのです。

もう一つの問題は、制度論として銀行業務と証券業務をどういうふうに関成していくかという議論が今あるわけでございます。ただ、これはさまざまな議論がありますから、これに對しての独禁法なり競争政策上の制度論なり考え方については、私は、現状において公正取引委員会は各種の議論に予見を与えるような一切の具体的な見解を述べるべきではない、基本的にはその立場は留保させていただきます。というわけでございまして、けれども、今の十一條は大変厳しい構造規制でございますから、仮にそういう制度論が行われた場合に、将来金融業法が変わつてそういうことになった場合に、公正取引委員会としては一体どう対応するのか、今の規定で認可をするのかという御質問になると、この十一條というのは非常に基本的な構造規制の規定と私どもは理解しておりますから、恐らく現在の法律の基本的な根幹に触れる根本的な問題を持つておるといふことだけを申し上げたいと思ひます。

○堀委員 委員長、御退席いただいて結構でございます。

そこで、大蔵大臣にちよつと認識をしておいていただきたいことが一つあります。それは、日本の金融業、証券業というのは大変収益も上げていますし、その市場における株式の時価総額というものが大変大きな順位を占めておるといふことであります。

そこで、アメリカとちよつと比較をしてみますと、アメリカの全企業の中の時価総額の上位二十社というのを一九七九年と八八年で調べてみますと、全部言いませんが、上の方は、IBM、エクソン、GM、アムコ、シュランバーガー、モービル、GE、AT&T、こんな格好です。その次も、IBM、エクソン、GE、AT&T、GM、フィリップモリスというふうなことでして、金融機関が時価総額で頭を出すのは、五十番目に初めてシティグループが頭を出すというのがアメリカの実情です。ところが日本の場合は、一九七九年十

うのです。

もう一つの問題は、制度論として銀行業務と証券業務をどういうふうに関成していくかという議論が今あるわけでございます。ただ、これはさまざまな議論がありますから、これに對しての独禁法なり競争政策上の制度論なり考え方については、私は、現状において公正取引委員会は各種の議論に予見を与えるような一切の具体的な見解を述べるべきではない、基本的にはその立場は留保させていただきます。というわけでございまして、けれども、今の十一條は大変厳しい構造規制でございますから、仮にそういう制度論が行われた場合に、将来金融業法が変わつてそういうことになった場合に、公正取引委員会としては一体どう対応するのか、今の規定で認可をするのかという御質問になると、この十一條というのは非常に基本的な構造規制の規定と私どもは理解しておりますから、恐らく現在の法律の基本的な根幹に触れる根本的な問題を持つておるといふことだけを申し上げたいと思ひます。

○堀委員 委員長、御退席いただいて結構でございます。

そこで、大蔵大臣にちよつと認識をしておいていただきたいことが一つあります。それは、日本の金融業、証券業というのは大変収益も上げていますし、その市場における株式の時価総額というものが大変大きな順位を占めておるといふことであります。

そこで、アメリカとちよつと比較をしてみますと、アメリカの全企業の中の時価総額の上位二十社というのを一九七九年と八八年で調べてみますと、全部言いませんが、上の方は、IBM、エクソン、GM、アムコ、シュランバーガー、モービル、GE、AT&T、こんな格好です。その次も、IBM、エクソン、GE、AT&T、GM、フィリップモリスというふうなことでして、金融機関が時価総額で頭を出すのは、五十番目に初めてシティグループが頭を出すというのがアメリカの実情です。ところが日本の場合は、一九七九年十

うのです。

もう一つの問題は、制度論として銀行業務と証券業務をどういうふうに関成していくかという議論が今あるわけでございます。ただ、これはさまざまな議論がありますから、これに對しての独禁法なり競争政策上の制度論なり考え方については、私は、現状において公正取引委員会は各種の議論に予見を与えるような一切の具体的な見解を述べるべきではない、基本的にはその立場は留保させていただきます。というわけでございまして、けれども、今の十一條は大変厳しい構造規制でございますから、仮にそういう制度論が行われた場合に、将来金融業法が変わつてそういうことになった場合に、公正取引委員会としては一体どう対応するのか、今の規定で認可をするのかという御質問になると、この十一條というのは非常に基本的な構造規制の規定と私どもは理解しておりますから、恐らく現在の法律の基本的な根幹に触れる根本的な問題を持つておるといふことだけを申し上げたいと思ひます。

二月には、まだ、一番トヨタ、二番日産、三番日石、四番東電、五番松下、六番新日鉄、七番三菱商事、日立が八番、その後銀行がずらずらと出てくるわけです。数で言いますと、銀行は九番、十番、十一番、十二番、十三番、十八番の六行、それから証券が一つ十六番目に入っている。一九八八年末になりますと日本は、銀行が一番、二番、四番、六番、七番、八番と入って、証券が十番目に顔を出す。信託銀行が十四番、十六番、十七番、十八番、十九番というふうな格好です。要するに、アメリカの産業会社に比べて日本では産業会社が大変しつかりやっているけれども、時価総額においては金融機関がずらずらと上の方を占めている。

その結果、銀行も証券も含めた金融機関の給与が非常に高くなってきた、格差が出てきているわけです。産業会社と金融機関との格差が出ておるものですから、テクノロジ関係の大学卒がどつと金融機関や証券へ行くという問題が起きているということでした、これは日経連の鈴木さんあたりも、適当でないのじゃないかと言っておられる。関係者に言くと、それはどは来ていませんと言われますけれども。

金融機関の大きいところはいづれも実は相当な収益を上げている。それがさらに収益を上げるような方向に金融制度を変えて、それで果たしていいんだらうかという大きな疑問が私はあるわけがあります。

ですから、時間がありませんから余り申しません、どうせそのうちに一般質問等でありましようから詳しい論議をいたしますけれども、少なくとも現在、銀行、証券関係は、先ほど角谷証券局長が答えましたように、五%の持ち株であつても関連会社を使つてやれば系列にできるわけです。この前新聞を見ると、東京都民銀行、これはある意味で地方銀行ですね、この都民銀行がやはり五%持ち株で新しい系列証券会社をつくつたというのが報道されているわけでありまう。

独禁法上そういうふうにも認められておるのに、

なぜ一体一〇〇%持ち株の子会社を銀行が証券についてつくらなければいかぬのか。一〇〇%持ち株の子会社と今ある子会社は一体どういう関係になるのか極めて不明確な問題。そしておまけに、競争原理、市場経済論ですから、この前橋本大蔵大臣から、ちよつと社会党が言うのはおかしいじゃないかと言われているのですけれども、それは別の話として、ともかくも競争論だけでも、ある特定のものが非常に大きな力を持つて支配力を持つというところは、独禁法の立場から厳に排除されなければならぬ。独禁法第一条で公正な競争というふう書いてありますね。大臣のこの問題についてのお考えを承りたいと思います。

○橋本国務大臣 どうもプロにお答えするには私の方が基礎知識に欠けておりまして、大変申しわけありません。

ただ、今伺いながらふつと私の脳裏に浮かびますことは、こしはらくの間、日本の黒字性悪論といひますか、そうした議論が横行いたします中に、日本の貯蓄率の高さというものが常に批判を浴びてまいりました。私は、必ずしも貯蓄性向の高いことが悪いことだとは思っておりません。しかし、そうした国民性というものは、ある意味では今委員が述べられましたような、産業会社に比べ金融、証券といった分野の企業が我が国において大きな位置を占める一つの要因ではなかつたらうか、そんな印象はまず持ちます。

その上で、制度が、独禁法上のルールで、先ほど公取委員長が述べられましたような形で銀行系証券と言われるものが既に存在をしている、そういう実態もそのとおりでありましよう。今、金融制度調査会も、また証取審もその垣根について議論をしておられるさなかであり、それについて個人的な見解を述べることは不適当だと考えておりますけれども、私は、両方の御審議の中において、当然そうした現実を踏まえた論議というものがなされ、その上で何らかの共通項が引き出されることを期待をいたしております。

○堀委員 そこで、けさの新聞に非常に興味のあるものが報道されております。プロクシマイア前上院銀行委員長の「小口金利自由化慎重に」「米で大きな誤り」というのが実は出ております。この前からグラス・ステイガル法の改正問題その他について主導権を持ってきたプロクシマイアさんですが、前回の選挙で引退をされました。そして今、日本に来ておられておっしゃっている中で、こういうふうになつていられるわけですね。

一、米国で預金金利の上限規制を撤廃したところ、貯蓄金融機関(S&L)の間で金利引き上げによる激しい預金獲得競争が起きた。S&Lは集めた預金を商業不動産や農地、ジャンク・ボンドで運用したため、その後、大量の焦げ付きが発生し、数百のS&Lが倒産した。

一、倒産したS&Lの預金は預金保険でカバーされているが、保険基金が底をつき、税金が使われている。米国でも八〇年代までは、銀行倒産で税金が使われたことはない。小口預金金利の急速な自由化は納税者の利益につながらない。

一、預金保険の範囲(米国十兆ドル、日本一千万円)を超える大口預金の金利は自由化すべきだ。しかし、S&L危機の経験から踏まえると、保険の範囲内の小口預金金利には上限があつた方がいい。この上限を徐々に引き上げていくのが望ましい。

一、米国でも連邦準備理事会(FRB)が公定歩合を決めるし、金融・為替市場に介入して当局が金利を動かしている。預金金利の上限規制も政府による金利操作の一つに過ぎない。米政府は他国のことに関心をもち過ぎではないか。こういう発言が出ております。私は、全く適正だと思ふのです。

それはどうしてかといひますと、ちよつど例のブラックマンデーの日に私はニューヨークにおりました、そこで実は、日本がどうなるかということと米国の銀行の幹部から聞かれました。それで私は、日本は値幅制限というのがあつて、一定以上下がつてきたらそこでその日の取引は終わりと

いうことで、次は翌日、こういうふうになつてい。だから、これによつてあなたのようなクラッシュは起きない、その他いろいろ言ひましたが、一番ポイントはそのことですね。

株式手数料の話がさつきも出ておりましたけれども、完全自由化というのは、大きいところは出したことないですよ、中小のところは響いてくるわけですから、そのためにはやはりここで、プロクシマイアさんが言うように、かねてからよその国を見ながら段階的にあれを下げていく、あるいは金利を上げていくという格好が必要だというのが大体私の論でありまして、各段階方式というのは、法律でも何でも段階方式でやっているわけでありまして、プロクシマイアさんのあれは非常に重要な問題ですから、日米構造協議で何でも自由化したらいと向こうが言っているなら、これをひとつ逆手にとつて、日本の国会においてこういう議論がある、プロクシマイアさんの意見に私は全く同感だと。

私も国会に出てこの十二月で三十年、大蔵委員会在籍二十五年でございますから、何もプロクシマイアさんに劣るわけではございませんので、私もプロクシマイアさんの意見に全く賛成なので、どうかひとつこういう議論が国会の中であつたというのをぜひ構造協議に反映していただきたいと思ひます。

終わります。

○衛藤委員長 宮地正介君。

○宮地委員 証券取引法の改正に伴ひまして若干の質問をしてみたいと思ひます。

今回の改正の柱は二つございまして、一つは五%ルールの新たな導入、もう一つはTOBの改正、こういう大変大きな改正になっているわけでございます。

特に、この五%ルールの改正等につきまして、経団連の資本対策委員会において横田会長が昨年の十月にこうしたメモを出されております。

「株式の買集め」の問題についてでございます。この問題につきましても、証券取引審議会

において審議が行われ、本年五月に報告書が取りまとめられ、本年というの、昨年、平成元年のことでございますが、近く法律の改正案が国会に提出されることとでございます。

これにより、いわゆる「五％ルール」が導入され、また、TOBについて改善が行われることとでございますが、私どもとしては、市場の公正性、透明性を一層高め、投資者保護をさらに徹底する観点から、制度導入を高く評価しているところでございます。立法化に当たっては、その実効が確保できる制度とされるよう、行政当局の御配慮をお願い申し上げる次第であります。

経済界においてもこの改正については非常に賛意を示しております。しかし、この実効性について行政当局に今後大変期待をしているわけですね。私たちも、今回の法改正、ずっと中を見てまいりますと、二十七条のところが相当改正になるわけですが、さて実効性という問題になると、いわゆる仕手戦の問題など、買い占め問題あるいは株価の操作の問題、こうした面について果たして現在の証券局あるいは日本証券業協会などの機能で実効性が期待できるのかと若干危惧を感ずるを得ないわけでございます。

まず、この点について大蔵大臣はどういうふうに見ておられるか、また、事務当局としてはどういふふうにご実効性を考えておられるか、伺っておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 具体的には証券局長から御答弁を申し上げたいと思ひますが、先ほど、御質問に対し、証券局の機能の充実の状況については御報告を申し上げました。体制的にもそうした整備を一方で進めながら今回五％ルールを導入する、そして、株券等の保有割合が五％を超えた場合にすぐデイスクロージャーが行われることになりまことから、発行会社にとりまして従来と異なつて例えば買い占めに対しての早期な対応が可能にな

るといったことを考えますと、状況は随分しつかりしてくると私は思っております。しかし、これは専門家からきちっとした御答弁をさせるべきだと思いますので、証券局長からの答弁をお許しいただきます。

○角谷政府委員 まず行政面の整備でございますが、先ほど大臣からお答えがありましたように、取引審査室というのを設けてまして、これによりましてインサイダー取引とかこの五％ルールの問題とか、こういった問題に対応していきたいというふうにご考えておられます、本年におきましては、本省十名それから財務局において十名と合わせて二十名という大蔵省としてはかなり大幅な増員をしていただいたわけでございます。

それからもう一つ、五％ルール等について申し上げますと、一般に、買い集めを行う場合におきましては、名義を分散したりいろいろなグループでやつたりということである手口を分散するというケースが多いわけでございますけれども、そういったことは、第一義的には証券取引所におきましてその売買状況の調査によって実はある程度把握が可能でございます。

それからもう一つは、買い占め者の目的というのは、通常はこれを買占めることによって発行会社に対しましてその株を高値で肩がわりしてもらいたいというふうなことで、あるいは場合によっては経営権を取得するために要求をしていく。そうなりますと、どこかの段階で名前をきちんと整理いたしまして、そういうことで高値肩がわりなり経営権の獲得のための要求を出してくるということになります。そういった段階で、事前に今のような報告書を出していただかないといたしましては当然刑事罰則が科せられるということになります。得ないわけでございますが、そういった面から制度の実効性が間接的に強制されるというふうになると考えているわけでございます。

○宮地委員 特に、いわゆるこの五％ルールの問題につきましては、昭和六十三年八月四日の衆議院予算委員会におきまして、当時我が党の矢野委員長が、リクルート問題に関連をいたしまして、アメリカのSEC、特に証券取引法の第十三条のdに規定されている五％条項、これはやはり日本においても導入をすべきではないか、不正な取引というものを是正するためには非常に参考になるんじゃないか。この第十三条dに規定されている五％条項というのは、これはもう皆さん御存じのとおり、総発行株式の五％以上の実質的な所有者となつた者は、取得の日から十日以内に、名前(身分証明)、住所、資金の出どころ、買入目的、これを証券発行者あるいはSEC、取引所に報告をする義務がある、こういうものを参考にして日本においても導入をすべきではないか。この主張によつて、今回諸外国の例を参考にしまして、また国際化の秩序の維持、透明化、こうした問題で一歩大蔵省が踏み込んだわけでございます。この点については私どもも多とるところでございます。

しかし、この導入によつて法的な整備あるいは国際的な対応、こういうものが整つたにせよ、果たして日本において、実際に不正取引、先ほど申し上げましたような株の操縦とか、いわゆる仕手戦の問題とか、今まで過去にありました、短期で大口な株を買い占め、買い集めをして売り抜けていくとか、インサイダーの問題とか、こうした問題に対してどの程度効果が出てくるのか。今まで特にこの証券取引法百二十五条の一項及び二項、いわゆる株の相場の操縦の禁止という規定が日本ではなかなか適用されなかつた、そういうことの過去の実際の状況から見て、今回の改正がどの程度実効性があるのか、これがやはりこれから問われる問題だと思ふのです。

制度だけ法律的に整備はされたけれども、実際にはどうも日本は、やはり日本の国特有のいわゆる系列内の株の持ち合いとか、そうした面を考えるとなかなか厳しいのではないかと、こういう点を我々は一番危惧をしているわけですが、先ほど証券局長は、証券局の中に証取の審査室を設置して

十名増員をした、こういうふうな胸を張っておりますが、恐らく実際はなかなかその反面苦しいところもあるんじゃないかな。先ほどのお話を伺つていまして、行政当局として今後司法当局と連携をとりながら我が国においては対応していきたい、こういう答弁がされておりますが、果たしてこれだけでうまくいくのか、また、日米構造協議などのそうした審議過程を見ておきますと、特にアメリカなどは今後の実効性を見てまたクレームをつけてくるんじゃないのか、こんな感じがするわけですが、この点について率直な御意見を伺いたしたいと思います。

○角谷政府委員 委員御指摘のように、五％ルールにつきましては、たしか一昨年の予算委員会におきまして当時の公明党の矢野委員長からこれを創設をすべきだという御指摘がございまして、宮澤大蔵大臣等がこれを前向きに検討するということとを申し上げたわけでございます。それが今日の法案になつていくということでございます。昨年の五月に証取審の答申を得たわけでございますが、国会の会期等もございまして今国会に提案をさせていただいたわけでございます。

そこで、こういったことに実効性のある措置をとるべきではないかといったことにつきまして、先ほどから大臣も含めまして申し上げていくわけでございますけれども、特にこの五％ルールあるいはTOBというのは、先ほどから申し上げましたように、何がしか高値肩がわりとかあるいは具体的な経営権獲得の要求という形で表に最終的に出てくるということによつて、初めてその株を買った人の目的が達成されるわけでございます。したがって、最終的には表に出てくることによりましてそういった要求を貫徹したいということとでございます。その要求を貫徹しようとして表に出てきた段階で、果たして適正な届け出をしていただかうかといったことが当然問題になるわけでございますので、私どももいたしましては他の問題よりはこれはかなり把握しやすい問題であるというふうにご考えているわけでございます。

十名増員をした、こういうふうな胸を張っておりますが、恐らく実際はなかなかその反面苦しいところもあるんじゃないかな。先ほどのお話を伺つていまして、行政当局として今後司法当局と連携をとりながら我が国においては対応していきたい、こういう答弁がされておりますが、果たしてこれだけでうまくいくのか、また、日米構造協議などのそうした審議過程を見ておきますと、特にアメリカなどは今後の実効性を見てまたクレームをつけてくるんじゃないのか、こんな感じがするわけですが、この点について率直な御意見を伺いたしたいと思います。

○角谷政府委員 委員御指摘のように、五％ルールにつきましては、たしか一昨年の予算委員会におきまして当時の公明党の矢野委員長からこれを創設をすべきだという御指摘がございまして、宮澤大蔵大臣等がこれを前向きに検討するということとを申し上げたわけでございます。それが今日の法案になつていくということでございます。昨年の五月に証取審の答申を得たわけでございますが、国会の会期等もございまして今国会に提案をさせていただいたわけでございます。

そこで、こういったことに実効性のある措置をとるべきではないかといったことにつきまして、先ほどから大臣も含めまして申し上げていくわけでございますけれども、特にこの五％ルールあるいはTOBというのは、先ほどから申し上げましたように、何がしか高値肩がわりとかあるいは具体的な経営権獲得の要求という形で表に最終的に出てくるということによつて、初めてその株を買った人の目的が達成されるわけでございます。したがって、最終的には表に出てくることによりましてそういった要求を貫徹したいということとでございます。その要求を貫徹しようとして表に出てきた段階で、果たして適正な届け出をしていただかうかといったことが当然問題になるわけでございますので、私どももいたしましては他の問題よりはこれはかなり把握しやすい問題であるというふうにご考えているわけでございます。

そういったことを含めまして委員がいろいろとさらに証券局の中のそういった問題に対する監視体制を強化しろということ、委員の方の率直な私どもに対する友情といいますか御支援であるというふうな受けとめまして、さらに私どももそのための努力を一層してまいらなければならないというふうな考えているわけでございます。

○宮地委員 特にアメリカのSEC、証券取引委員会の機能は、行政権の機能もありますが、司法権の機能も非常にありますね。彼らのメンバーも見てみますと、現在二十人近くの人員もいるようにございますし、中には弁護士とか、なかなか専門家が相当いるわけですね。

ですから、例えば証券局の中の証券取引審査室などにおいても今後そうした専門家をやはり配置していく、もちろん行政官の有能な方が配置されていると思いますが、弁護士の資格を持っている者とか、あるいは公認会計士とか、そういう専門的な方々、スペシャリストをそうしたところに配置をして、より機能が強化されるように、人員の量的拡充ももちろん大事だと思いますが、質的なそうした中身の拡充、これも非常に大事ではないか、この点について今後検討していく用意があるかどうか、こころを伺いしておきたいと思えます。

○角谷政府委員 御指摘のとおりだと思います。いきなり公認会計士あるいは司法試験を通った人間というものを配置できるかどうか、これは中の人事政策の問題でございますが、御趣旨を体しましていろいろ努力してまいりたいというふうな考えております。特に、この場で申し上げていいこととかどうかかわりませんけれども、先ほどから、捜査当局との連携とかいろいろ問題がございました。そういったことを含めまして、と同時に、この審査室等の体制を充実強化していく必要があるといったような観点から、私ども、場合によりましてはその捜査当局の中から例えば人を出していただいてそういったことについていろいろな体制をとっていくということの問題を含めまして、

そういった人の派遣をお願いするといったことも今検討しているところでございます。

○宮地委員 ぜひ量的な面、また質的な面、専門的な面からも、よりこうした法的整備に対応できるような機能、そういう面も拡充をしていただきたい、こう思うのです。

それから、我が国の場合は非常に企業の系列化といえますが、昔はよくコンツェルンということ、三井とか三菱とか安田とか第一とか、こう言われてまいりました。そうした系列化というものが日本の国でまた最近非常に強くなってまいりました。そういう中で、やはりこの系列内の株の持ち合い、これはある意味では非常に強固な形になっているわけですね。株だけでなく、最近では資本の面においてもあるいは人事、人の面においても系列化が非常に進んでおるわけです。ですから、諸外国からいわれるM&A、企業の買収とか合併とかいう面で株を購入しようとして、アメリカなどから企業支配権の獲得で日本に來られても、恐らくこれはなかなか難しいであろう、そういう面では日本特有の企業系列化が進んでいるわけですね。この辺が恐らくアメリカあたりから見ると構造的に指摘をしていくところなのかな。

そういう点において、やはりこれがいい面で、今までは企業活動の面で日本の場合は割と経済の再建また経済の発展、こういうものにプラスに働いてきた面は非常に大きかったと思えます。しかし一方では、これもある意味ではインサイダー取引に非常に利用されがちなそうした体質というものも持っているわけですね。この辺をどう改革していくかということも、今回の法整備と同時に大事な我が国の置かれたポイントではないか。こういう点について、証券局長、どういうふうな理解をし、今後こうした問題の改革に取り組んでいかれようと思われているのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

○角谷政府委員 日本におきましてかなりの株式持ち合いという実態がありまして、それが企業買収を困難にしているのではないかと御指摘が

あることは事実でございます。しかしながら、株をだれがどのような形で持つかということ、自由な証券取引を通じてその間の投資家保護を図っていくとする証券取引法の目的からいいますと、そういった問題につきましてはこれを直接規制するということは、制度的にもなかなか困難でございますし、現にアメリカの証券法におきましてもそういったことは行われていないわけでございます。

そういった意味で、その株の持ち合いそのものを証券法がどうこうというわけにはまいらぬわけでございますけれども、ただ、私どもといたしましては、我が国の企業が外国におきまして活発にそういったM&Aを行っているという一方、我が国の公開買付け制度につきましてはアメリカとかイギリスに比べてより制限的な制度になっているといったことから、これが日本において企業買収をしにくくしている一つの原因ではないかというふうな批判にはこたえる必要があるということ、今公開買付け制度についての改正を行わせていただいたわけでございます。しかし、直接株式自身を持ち合わせるのがいけないとかあるいは買収するのがいけないかといったことにつきまして、証券取引法の世界というのは中立的な立場にあるわけでございます。

ただ、我が国におきましても、この企業買収につきましては、これを改正したからといって直ちに増加するということには思いませんけれども、最近におきましては産業構造が転換しているとか企業のリストラクチャリングというの、企業買収がそういったことで着実に増加していることも事実でございますので、将来的には我が国におきましてもこういった公開買付け制度というものが次第に一つの有用な手段として定着するのではないかと考えているわけでございます。

直接的なお答えにならないかもしれませんが、私ども、私どもの立場から申し上げますとそういうことでございます。

○宮地委員 そういった点はアメリカのSECなんかは、基本的理念といえますか考え方がもうしっかりしているのです。御存じだと思いますが、ディスクロージャーが適切かつ正確であれば、ある意味ではあとは一切関与しない、この一線がびしっとこのSECの場合はしているわけですね。ですから、アメリカなどではこのディスクロージャーの徹底、ここに力を入れている。店頭登録も、業績についての基準を設けていない、売り上げがゼロでも赤字であっても構わない。海のものとも山のものともわからない企業に投資して膨大な損失をこうもつても、ディスクロージャーが適切、適正である限り責任は投資家にある。アメリカのいわゆる投資家保護はこのディスクロージャーにもう尽きているわけですね。そのかわり、そのディスクロージャーに違反をしたり故意に作為をしただけで徹底的に罰則は厳しいですよ。日本の比ではございません。やはりこういう一本、筋がSECの場合は通っているのです。

この辺は、今証券局長も経済というものは自由市場を尊重していかなければならない、私も同感です。そういう点で、やはりもっとこの辺のディスクロージャーというものを重視した、そうした基本的な哲学に沿ってこれからの証券行政というものを進めていくべきではないか、私はこう考えますが、この点についていかがでしょうか。

○角谷政府委員 委員のお考えに私は基本的に同感でございます。

委員御指摘のように、アメリカ等におきましては、投資家に対して十分適正な情報を提供する、その適正な情報を提供した上において投資家が自己責任に基づいて証券取引を行うということが基本でございます。私どもも基本的にはそういう方向で行政を進めていくべきものだと考えておりますし、今回の五%ルールでありますとかTOB制度につきましても、同じような趣旨でこれを改正しているわけでございます。

それから、企業系列にかかわるディスクロージャー

ジャーでございしますが、この問題につきましては、我が国の有価証券報告書でも、関係会社に対する記述でございすとか、これは一つ一つごらんになりますと二、三十ページにわたりましたかなり詳しいディスクロージャーをいたしております。こういった問題につきましても改善すべき点があれば今後改善を検討してまいる必要があるかと考えているわけでございす。

○宮地委員 ぜひその点はよろしく願いたいと思います。

そこで、今回の法律の新旧対照条文をずっと私も見させていただきまして、今回は、先ほど申し上げましたように第二章の二、第二章の三、いわゆる公開買付けに関する開示と株券等の大量保有の状況に関する開示、この二十七条が強化拡充といひますか抜本的改正をされております。

私もこう見ておりまして、政省令に任されている、ゆだねられているところが非常に多いのですね。これはこれから皆さんにいろいろ作業をしていただくわけですが、きょうこの法律が衆議院を通過して、恐らくもうこの法案は通つてまいらうと思ひますが、政省令が非常に多いということはそれだけ大蔵省に責任がゆだねられているということですから、その点についてはぜひ今申し上げたような哲学とか基本的な投資家保護、こういうものをしっかりと対応していただきたい。

そこで、第八章「雑則」の第八十四条の二、外国証券法令との関係、この三項の中に外務大臣と大蔵大臣との協議事項というものも入つてくるわけですね。この点について、まず事務当局としてどういふような運用をしていくのか、ここをちょっと詳しく御説明いただければと思ひます。○角谷政府委員 今の第八十四条の二の第三項でございすが、その件に關しましては、これは外国からの調査協力の要請があつた場合に、それが相手方の外国法令に基づく一種の不利益処分に該当する場合には、これは要請に應ずるに当たりまして外務大臣と協議しなければならぬという規定を置いてあるわけでございす。

これは、一般的に行政処分の場合には利益処分と不利益処分がございすが、不利益処分でございした場合に、とかく日本の国民の権利義務を侵害するようになりまして、場合によつては外交問題になる可能性もないわけではないといつたようなことから、こういった外交について領事権を持つておられますところの外務大臣にあらかじめ協議してその取り扱いを決めよう、こういう趣旨でございすが、外務省と話し合いを進めている段階におきましては、これはかなり特定のケースに限定いたしまして、かなりそういったことの蓋然性が高いケース、そういったものについては外務大臣と協議いたしますが、その他のケースにつきましてはかなり包括的に大蔵大臣に委任していただくという形で、今外務省とどういふ形のものをつくれるか、今後法案が作成された段階で協議していきたいというふうに考えているわけでございす。

○宮地委員 ぜひそうした面につきましてもよろしく願ひをしてまいりたい。

この問題の最後に大蔵大臣に、当初御質問申し上げましたように、外国から見ますとまだまだ日本の国はインサイダーの天国かな、こういう話もちろちろ今までも聞かえてくるわけですね。そして、今回の海外に対する投資、特に日本企業の海外における企業の買収あるいは合併、こういうような問題に非常に影響が出てまいりまして、今度日本に外国の、特にアメリカなどの企業が進出してくる場合にはなかなか難しい。そういう中で今回法整備をして五％ルールを導入とかTOBの改正をした。法整備はでき上がつた。しかし、現実的には日本の企業はアメリカなどに行つて優良企業の買収をどんどんやつてゐる、また、資本もどんどん投下をしてマンハッタンビルなんかほとんど買収をしてゐる。ところが、アメリカの企業が日本に入つてくると、日本の企業の支配権の獲得とか買収とかいう面においての経済の自由化は認められて法も整備されているけれども、なかなか参入しにくい、こういうものが構造的な問題

として日米の一つの大きな経済摩擦に発展をしていく。ここにジレンマというのがやはりアメリカなどにあると思ふのです。

そういう点で、今回証券取引法をこうして大きく改正をして、一つのルール、法の整備をされたことは、私はこれを非常に多量と敬意を表したいと思ふ。ただ、現実のこのジレンマをアメリカにどう理解をさせていくか。また、これからのアメリカなど海外への日本のそうした進出問題についても反省をしながら進めたい点はないのか。特に、ジャパン・マネーなどがどんどんアメリカに流れて、そして企業の買収あるいは不動産の買収、こういうもので非常にひんしゅくを買つておる。この点は、これから我々政治家がその潤滑油になつていく大事な責任があるのかな、こういうふうに考えてゐるわけだ。

こういう点について、大蔵大臣は政府の重要閣僚として、この法整備を機にどういふふうに変善、改革をしていかれようと考えておられるか、所見を伺つておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 まず、今の委員の御質問に対して私から申し上げたいことは、確かに日本の企業の海外投資、また海外における不動産あるいは企業の取得といったケースは非常にふえております。しかし、それを見ました場合に一つの特徴があります。それは、当事者間の取引においては敵対的買収と言われるケースをほとんど見ないというところであります。著名な映画会社が買収をされ、アメリカの世論が非常に硬化いたしましたときに、あるいは著名なビルディングの買収が行われましたときにも、当事者同士においては極めて友好裏にその株式の取得が行われた。しかし、一般の国民からは、いわばアメリカ経済の一つの象徴ということで、その買収についていろいろな世論が出た。しかし、その買収に際した当事者においては友好裏な取引であつたということで、その当事者が日本に見えてもそうした談話を発表してこられた。私は日本の企業買収というのは、今までのことについてはその意味では非常に友好裏に行われ

ているものが大半であつて、敵対的買収と言われものほとんどないのではないかと、一つそういう基本的な気持ちがございます。

その上で、むしろ問題は、それぞれの企業が今度は現地に於いて地域社会に市民として溶け込む努力をしていないという部分から、実は日本の海外投資に対する批判が非常に強く出ているという現実、私は踏まなければならないと考えております。

ただ、たまたまロッキンフエラー財閥の当主が日本に見えまして、我々も日本の企業を買収したい、しかし、現実になかなかこれがスムーズにいかない、これはまさに系列というものが妨害をしてゐる、そうしたことを私にも言われました。そしてまた、その情報が公開されてないために、我々が買収しようと思つてもなかなかその情報を得ることが困難である、あるいは、公開買付けといふものについてその仕組みが機能しない実例がある、こうした御批判を多量に受けたわけでありす。たまたま山水電気の買収の直後でありましたから、それを例にしながら全く企業買収が不可能ではないという答えをいたしましたけれども、聞きながら、その指摘について私自身が内心ではそうだろうなと思つてゐるが多々ございす。

今回、証取法の改正をお願いをし、その中におきまして今委員から御指摘を受けましたような諸点の改善を加えていくわけでありまして、法の仕組みとしてはまさに環境は整うわけでありす。これが実効あらしめるように、私どもとしても行政の立場からも努力は続けてまいりたい、そのように考えております。

○宮地委員 時間も参つたようですから、最後に証券局長、今証券取引審議会でも銀行、証券の相互参入問題がいろいろ議論されてゐるようですが、ここ二、三日の報道を見ておりますと非常にぎやかなりなつてまいりました。まだ正式な答申も出ていませんから、恐らくきょうこの御発言にも限界があるかと思ひますが、この問題につい

その中で議論をいたしましたは、一つは、適正かつ十分な競争が行われるような市場とするために、既に実情に合わなくなった既存の諸制度、諸慣行といったものの見直しあるいは撤廃を行うといったことが必要であるということ。第二に、現在の証券取引法が制定後既に四十年経ているわけでございますけれども、こういった証券取引法のあり方につきましては、最近の金融情勢のいろいろな変化に応じましていろいろ実情に合わなくなっている面がある、あるいは将来に対応するためにはさらにその整備が必要になってきているといったことから、これについても包括的あるいは統一的な見直しを行う必要があるんじゃないか、こういったことを一つの基本的考え方としてやっておりまして、その中で御指摘の銀行の証券の業務分野の問題といったこともいろいろ議論されているわけでございます。

○角谷政府委員 正森委員御指摘のとおり、昭和四十六年にこの制度が導入されてから今まで、この制度によりまして公開買い付けが行われたもののは三件でございます。いずれも友好的買い付けでございます。

こういふことで、この制度が今まで使われなかつた理由でございますけれども、これは制度的な理由というよりは、むしろ、一般的に申しまし

大臣が国会で堂々と言っているじゃないですか。だから、この安定株主工作があるから、外国が資本を買おうと思つても、過半数以上がうちに、関係の系列と言つたらぐあい悪いでなければ、金融機関等お互いに関係のある企業で相互に持ち合っているから、浮動株が五〇％以上出るといふことは日本では主な企業ではほとんどあり得ないという状況があるから、これはTOBなどがない

の資料では、八八年は個人はわずかに二・四％の
はずであります。局長、答えてください。
○角谷政府委員　八八年のベースで、株主ベ
で二・四％、それから金額ベースで一・九％だ
でございます。
○正森委員　今お答えになりましたように、株
で二・四％、それから金額でいうとそれより
ずっと低いのですね。それでは、それ以外のもの

はどことが持っているかというのと、同じ資料では、金融機関が四二・五%を持っております。事業法人等が二四・九%を持っております。つまり、これを合算すると三分の二をはるかに超えるわけですね。それが結局安定株主としてそれではめ込まれていないという株主の持ち合い制度になっているわけでありまして。したがって浮動株が非常に少なく、これらの金融機関や事業法人の大部分は売りませんから、わずかの株の移動によって需給関係が逼迫して株価が上がるというのが日本の株式の構造なんですね。ですから、アメリカに比べても、P E R というのですか、ブライス・アーニングズ・レシオというのですが、それが異常に高いところまで株価が上がってしまうということになるわけです。

それをまた助長しているのが、配当性向が非常に低いということですね。今、日本では、一九八九年における配当性向は大体二八・三〇%、私の手元にある「商事法務」の昨年の十月五日付の中に出てくる資料ですが、間違いありませんか。

○角谷政府委員 私の手元にあります資料、全国証券取引所協議会が全国証券取引所の上場企業を対象とした昭和六十三年度配当状況調査によりすると、配当性向は二八・一三%でございます。

○正森委員 私の手元に持っております二八・三%というのと合っております。

ちなみに、証券局長、全部お答えいただきましたけれども、外国と比較するかどうかということになるかといえ、主な国ですが、例えば西ドイツの配当性向は五四・〇二です。イギリスは四九・九五、アメリカ合衆国が四三・二九です。それ以外でも、例えばオーストラリアは六九・〇九、ニュージーランド六七・二〇、スペイン六三・九六で、日本は断然低いんですね。日本と同じぐらいというのはデンマークぐらいしかないわけでありまして。

つまりこれはどういふことかといえますと、株式会社がもうけても本来の主人である株主には配

当しない、全部留保することによって、自分の中の資産をよくする、資産がよくなれば当然のこととして株価が上がります。その株価を利用して時価発行だとかあるいはC Bとかワラント債とかエクイティ・ファイナンスと言われるものをやる。そうするとその利息は本場に低くて、一%にも満たないのです。限りなくゼロに近い価格で資金を大量に確保することができるということになつてくるのです。ですから、株主は配当でもらわなくても株の値段が上がるからそれでもうければいいじゃないかという理屈のようですね。けれども、結局そうだとしましても、その大量の株は株主に対する割り当てでなしに時価発行等になるわけですから、そういう格好で、株主は持つていてもしょうがないからやはりどんどん売つていく、ますます個人株主の比率は下がっていく、安定株主がふえるという構造になつていくのです。

大蔵大臣、この状況が続けば、識者は言つておりますが、株主なき株式会社、主とも個人の株主のいない株式会社、株式会社の相互持ち合い、すなわち株式会社の死滅というような事態になるのではないかと言われているのです。これは健全な資本主義としては、私から言うのもおかしいが、非常な大問題なんですね。私は、繰り返して言いますが、アメリカの構造協議がよいと言っているのじゃないのです。アメリカは今T O Bで逆に経済が衰退しているのですから。しかし、別の意味の本当の株主を基本に考える立場からすれば、資本主義として考えるべき点があるんじゃないかというように思ふのです。

時間がもう来ましたので、採決があるようですから終わらせていただきますが、大蔵大臣、もし何か御感想がございましたらお答えいただけます。

○橋本國務大臣 私は、今委員が組み立てられましたような論議が成立しないとは申しません。しかし同時に、その場合の収益というものは企業内に蓄積される、言いかえれば資産価値の上昇という形で株価に反映されていくんだということも

申し上げられると思います。

この前私は、堀議員を自民党にスカウトいたそうとして失敗をいたしました。今正森議員の資本主義経済についての御見識を聞きまして、私も自由民主党の中に必要な人材ではないか、率直にそのような印象を持ちました。

○正森委員 申しわけございませんが、あと一点だけ聞かせていただきます。

局長、この新旧対照表を見ますと、非常に興味があるのは、二十七条の十三というのが新設されました。その第四項を見てください。第四項の一号を見ますと、一たん公開買い付けを開始してからそれを中止できる規定として、「応募株券等の総数が買付予定の株券等の数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしないこと。」というようにあらためて公告の中でやつておけば、例えば一千万株買いたいと言っても九百万株しか買えなければやめることができるということ。これは前の証券法の規定にはなかつたことで、アメリカで非常に活用しているやり方じゃないですか。だから、これをやると、買い付けする者はオファアをして、それで全部買えれば目的を達するけれども、達しない場合は、それをどこが引き取ってくれるかというのでいろいろまた余分なことをやらなければいけないけれども、達しないことになれば、一から始めてもう全部買わないでいいということになれば、安心してテンダーオファアができるあるいはT O Bができるということ、ますます買取とか投機というものが盛んになるんじゃないですか。新設規定でしょう、違いますか。

○角谷政府委員 今のは、新設規定というよりは、従来政令に書いたものを法律に格上げしたものでございまして、これは先ほどのたしか宮地委員です。それから御質問がありましたように、なるだけ一覽性を持った法律にした方がいいということ、従来政令であったものを法律に直したものでございまして。

○衛藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

いたしました。

○衛藤委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

証券取引法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○衛藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○衛藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、平沼越夫君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。早川勝君。

○早川委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたします。案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

証券取引法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今後とも、企業会計、株券等の大量保有状況、取引実態等有価証券取引を行うに際して重要な情報の公開制度の拡充を図ること。

一 内部者取引等有価証券に係る不正取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において具体的な規制内容について周知、明確化させることを含め未然防止体制の整備に万全を期するとともに、不正取引の監視体制の充実に努めること。なお、今後の取引の状況も踏まえ、罰則のあり方も含めて規制のあり方について常に検討を加えること。

以上であります。

何とぞ御賛成を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○衛藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○衛藤委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。橋本大蔵大臣。

○橋本内務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○衛藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○衛藤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○衛藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章の二 有価証券の公開買付けに関する届出を第二章の三 株券等の大量保有の

開示に関する開示に改める。

第十五条第一項中「第二十三条の八第一項」の下に、「第二十七条の二第四項、第二十七条の十二第三項」を加える。

第二十三条の三に次の一項を加える。

発行登録を行った有価証券の発行者である会社は、第五条第三項に規定する要件を満たすため必要があるときは、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出する義務が消滅した後においても、引き続き同項に規定する有価証券報告書及びその添付書類を提出することができる。

第二十四条第一項第三号中「第四条第一項本文」の下に「又は第二十三条の八第一項本文」を加える。

第二十四条の五第一項中「ならない会社」の下に「(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第二十四条の二第一項の下に」及び前条を加える。

第二十五条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、「経過する日」の下に「(当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類、同条第三項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書又は臨時報告書に係る当該経過する日)」を加え、同項第一号中「有価証券届出書」第五条第三項を「第五条第一項及び第四項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書(同条第三項)」に改める。

第二章の二を次のように改める。

第二章の二 公開買付けに関する開示
第二十七条の二 有価証券報告書を提出しなければならない会社の発行する株券、転換株債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この

章において「株券等」という。)の有価証券市場外における買付け等(株券等の買付けその他の有価証券の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この章において同じ。)は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

一 有価証券市場における有価証券の売買取引等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等

二 消却のための株券等の買付け等その他の政令で定める株券等の買付け等

三 当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この章において同じ。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者)については、大蔵省令で定めるものを除く。次号において同じ。)

の株券等所有割合と合計して百分の五を超えない場合における当該株券等の買付け等

四 著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等(当該株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が三分の一を超えない場合に限る。)

五 株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者のうち大蔵省令で定めるものに限り。以下この章において同じ。)

から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等

公開買付けによる株券等の買付け等は、政令で定める期間の範囲内で買付け等の期間を定め、行わなければならない。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(買付け以外の場合にあっては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この章において同じ。))については、政令で定めるところにより、均一条件によらなければならない。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、証券会社又は銀行等(銀行、信託会社その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。))に行わせなければならない。

公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、前三項の規定その他この章に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

この条において公開買付けとは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等(売付けその他の有価証券の譲渡をいう。以下この章において同じ。))の申込みの勧誘を行い、有価証券市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。

第一項の特別関係者とは、次に掲げる者をいう。

一 株券等の買付け等を行う者と、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者

二 株券等の買付け等を行う者との間で、共同して当該株券等の発行者である会社の発行する株券等を取持し、若しくは譲渡し、若しくは当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該会社の発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者

第一項の株券等所有割合とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、大蔵省令で定めるところにより、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(その所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))の数(株券については株式の数を、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下こ

の章において同じ。の合計を、当該会社の発行済株式の総数に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(株券を除く)の数を加算した数で除して得た割合

二 前項の特別関係者(同項第二号に掲げる者)で当該会社の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。にあつては、大蔵省令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等の数の合計を、当該会社の発行済株式の総数にその者の所有に係る当該株券等(株券を除く)の数を加算した数で除して得た割合

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け(以下この章において「公開買付け」という。)によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付け等の株券等の数、買付け等の期間その他の大蔵省令で定める事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(以下この章において「日刊新聞紙」という。)に掲載して公告しなければならない。

前項の規定による公告(以下この章において「公開買付け開始公告」という。)を行つた者(以下この章において「公開買付け者」という。)は、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付け開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び大蔵省令で定める添付書類(以下「公開買付け届出書」という。)を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日曜日その他大蔵省令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一 買付け等の価格、買付け等の株券等の数、買付け等の期間、買付け等に係る受渡しのその他の決済及び公開買付け者が買付け等に付した条件(以下この章において「買付け条件等」という。)

二 当該公開買付け開始公告をした日以後において当該公開買付けに係る株券等の買付け等を

公開買付けによらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容

三 公開買付けの目的、公開買付けに関する事項その他の大蔵省令で定める事項

公開買付け者、その特別関係者(第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この章において同じ。)その他政令で定める関係者(以下この章において「公開買付け者等」という。)は、その公開買付けにつき公開買付け開始公告が行われた日の翌日以後は、当該公開買付け者が公開買付け届出書を大蔵大臣に提出してなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

公開買付け者は、当該公開買付け届出書を提出した後、直ちに当該公開買付け届出書の写しを、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社(当該公開買付け届出書を提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付け届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

一 証券取引所に上場されている株券等 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める証券業協会

第二十七条の四 公開買付け等は、次項に規定する場合を除き、その公開買付けにつき有価証券をもつてその買付け等の対価とする場合において、当該有価証券がその募集又は売出しにつき第四條第一項本文の規定の適用を受けるものであるときは、公開買付け届出書又は訂正届出書の提出と同時に当該有価証券の発行者が大蔵大臣

に同項の規定による届出を行つていなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

前項の場合において、同項の有価証券が発行登録をされた有価証券であるときは、公開買付け者等は、当該発行登録が効力を生じており、かつ、公開買付け届出書又は訂正届出書の提出と同時に当該有価証券の発行登録者が発行登録追補書類を大蔵大臣に提出してなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

有価証券をもつて買付け等の対価とする公開買付けであつて、当該有価証券の募集又は売出しにつき第四條第一項の規定による届出が行われたもの又は発行登録追補書類が提出されたものに係る公開買付け届出書の提出については、前条第二項の規定にかかわらず、公開買付け届出書に記載すべき事項及び添付書類のうち大蔵省令で定めるものの記載及び添付を省略することができる。

第二十七条の五 公開買付け等は、公開買付け期間(公開買付け開始公告を行つた日から公開買付けによる買付け等の期間の末日までをいい、当該期間を延長した場合には、延長した期間を含む。以下この章において同じ。)中においては、公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該会社の発行する株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を公開買付け開始公告を行う前に締結している場合で公開買付け届出書において当該契約があること及びその内容を明らかにしているとき。

大蔵大臣に行つた場合

三 その他政令で定める場合

第二十七条の六 公開買付け者は、公開買付けに係る買付け条件等の変更を行おうとする場合には、公開買付け期間中に、大蔵省令で定めるところにより、買付け条件等の変更の内容その他大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。

前項の規定による公告を公開買付け期間の末日までに行ふことが困難である場合には、公開買付け者は、当該末日までに同項に規定する内容及び事項を大蔵省令で定めるところにより公表し、その後直ちに同項の規定の例により公告を行わなければならない。

買付け等の価格の引下げ、買付け等の株券等の数の減少、買付け等の期間の短縮その他の政令で定める買付け条件等の変更は、前二項の規定にかかわらず、行ふことができない。

第二十七条の七 公開買付け開始公告(前条第一項又は第二項の規定による公告及び同項の規定による公表を含む。次項において同じ。)を行つた公開買付け者は、その内容に形式上の不備があり、又は記載された内容が事実と相違していると認めるときは、その内容を訂正して、大蔵省令で定めるところにより、公告し、又は公表しなければならない。

大蔵大臣は、公開買付け開始公告の内容について訂正をする必要があると認めるときは、当該公開買付け開始公告を行つた公開買付け者に対し、期限を指定して、大蔵省令で定めるところにより、その訂正の内容を公告し、又は公表することを命ずることができる。

前項の規定による処分は、当該公開買付け期間(次条第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。)の末日後は、することができない。

第二十七条の八 公開買付け届出書(その訂正届出書を含む。以下この条において同じ。)を提出した公開買付け者は、大蔵省令で定めるところによ

り、当該公開買付届出書に形式上の不備があり、記載された内容が事実と相違し、又はそれに記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情があるときは、当該公開買付届出書を提出した公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、直ちに、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

大蔵大臣は、次に掲げる事実が明らかであると認めるときは、公開買付届出書を提出した公開買付者に対し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずることができる。

一 公開買付届出書に形式上の不備があること。

二 公開買付届出書に記載された買付条件等がこの章の規定に従っていないこと。

三 訂正届出書に記載された買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定に違反していること。

四 公開買付届出書に記載すべき事項の記載が不十分であること。

大蔵大臣は、前項の規定による場合を除き、次に掲げる事実を発見した場合には、当該公開買付届出書を提出した公開買付者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずることができる。

一 公開買付届出書に記載された重要な事項について虚偽の記載があること。

二 公開買付届出書に記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていること。

第三項の規定による処分は、当該公開買付期間（第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。第七項において同じ。）の末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日後は、することができない。

第二十七条の三第四項の規定は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。

公開買付者等は、公開買付期間中に第三項又は第四項の規定による処分があつた場合において、当該処分に係る訂正届出書が提出されるまでの間は、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る大蔵省令で定める行為をしてはならない。

公開買付者は、公開買付期間中に、第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場合又は第三項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合には、大蔵省令で定める場合を除き、当該公開買付けに係る買付け等の期間を、大蔵省令で定める期間、延長し、大蔵省令で定めるところによりその旨を直ちに公告し、又は公表しなければならない。

前項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合において、当該公開買付者は、当該延長しなければならない期間の末日までの間は、当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行つてはならない。

第二十七条の五の規定は、第八項の規定により公開買付けに係る買付け等の期間を延長しなければならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。

公開買付者は、第一項から第四項までの規定

により訂正届出書を提出したときは、直ちに、大蔵省令で定めるところにより当該訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを日刊新聞紙に掲載して公告し、又は大蔵省令で定めるところにより公表しなければならない。ただし、既に第二十七条の六第一項の規定による公告若しくは同条第二項の規定による公表及び公告を行つた場合又は第一項の規定による訂正届出書でその内容が軽微なものであるとして大蔵省令で定めるものを提出した場合は、この限りでない。

前条の規定は、第八項及び前項の規定による公告又は公表について準用する。

第二十七条の九 公開買付者は、公開買付届出書に記載すべき事項で大蔵省令で定めるもの及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「公開買付説明書」という。）を、大蔵省令で定めるところにより、作成しなければならない。

公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、当該株券等の売付け等を行うおとする者に対し、大蔵省令で定めるところにより、公開買付説明書を交付しなければならない。

公開買付者は、前条第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出した場合には、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員（以下この章において「対象会社等」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該会社の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を

大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、意見表明報告書について準用する。この場合において、同条第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、同条第二項中「買付条件等の変更」とあるのは「公開買付けに関する意見の変更」と、「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項の規定中「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十第二項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第二項において準用する前項の規定による処分」と読み替へるものとする。

公開買付けに係る対象会社等が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを、当該公開買付けに係る公開買付者（当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の三第四項に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。

前項の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の十一 公開買付者は、公開買付開始公告をした後においては、公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除（以下この章におい

て「公開買付けの撤回等」という。を行うことができな。ただし、公開買付者が公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情、政令で定めるものに限る。が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付した場合及び公開買付者に関し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた場合には、この限りでない。

前項ただし書の規定による公開買付けの撤回等を行うおとする場合には、公開買付け期間の末日までに、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由その他の大蔵省令で定める事項を、日刊新聞紙に掲載して公告をしなければならない。ただし、公告を当該末日までに行うことが困難である場合には、当該末日までに当該公告に記載すべき内容を、大蔵省令で定めるところにより、公表し、その後直ちに公告を行うものとする。

前項の規定による公告又は公表を行った者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公告又は公表を行った日に、前項に規定する公告の内容その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類（以下「公開買付け撤回届出書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の三第四項の規定は、公開買付け撤回届出書について準用する。この場合において、同項中「発行者である会社（当該公開買付け届出書提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付け届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む）」とあるのは、「発行者である会社」と読み替えるものとする。

公開買付けの撤回等は、第二項の規定により公告をした場合に限る、その効力を生ずる。この場合において、その効力を生ずる時期は、当該公告を行った時（同項ただし書の規定により

公表及び公告を行ったときにあつては、当該公表を行った時）とする。

第二十七条の十二 応募株主（公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売却等）の申込みをした者をいう。以下この章において同じ。は、公開買付け期間（第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項において同じ。）中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

応募株主は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に關し政令で定める方法による旨の条件が附されているときは、当該方法によらなければならない。この場合において、当該契約の解除は、政令で定める時に、その効力を生ずる。

第一項の規定により応募株主による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株主等（応募株主が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この章において同じ。）を証券会社又は銀行等に保管させているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

第二十七条の十三 公開買付者は、公開買付け期間の末日の翌日に、大蔵省令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株主等の数その他の大蔵省令で定める事項を日刊新聞紙に掲載して公告し、又は公表しなければならない。ただし、第二十七条の十一第二項の規定により公告した場合は、この限りでない。

前項本文の規定による公告又は公表を行った公開買付者は、大蔵省令で定めるところにより、当該公告又は公表を行った日に、当該公告又は公表の内容その他の大蔵省令で定める事項

を記載した書類（以下「公開買付け報告書」という。）を大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第一項から第六項までの規定は、公開買付け報告書について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項中「発行者である会社（当該公開買付け届出書提出した日において、既に当該会社の発行する株券等に係る公開買付け届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む）」とあるのは、「発行者である会社」と、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付け期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付け届出書に記載すべき重要な事項の変更その他の当該公開買付け届出書の内容を訂正すべき大蔵省令で定める事情がある」とあるのは、「第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、「買付条件等がこの章の規定とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決議が第二十七条の十三第四項及び第五項の規定と、買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付け等をする株券等の数の計算の結果が第二十七条の十三第五項に規定する大蔵省令で定めるところのあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後」は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第一項から第四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

公開買付者は、公開買付け期間中における応募株券等の全部について第二十七条の十一第一項ただし書の規定により公開買付けの撤回等を行う場合並びに公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において次に掲げる条件を付した場合を除き、応募株券等の全部について、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載した買付条件等（第二十七条の六第一項の規定による公告又は同条第二項の規定による公表及び公告により買付条件等を変更したときは、当該変更後の買付条件等）により、買付け等に係る受渡しその他の決議を行わなければならない。

一 応募株券等の総数が買付予定の株券等の数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行わないこと。

二 応募株券等の総数が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこと。

公開買付者は、前項第二号に掲げる条件を付した場合において、応募株券等の総数が買付予定の株券等の数を超えるときは、応募株主から大蔵省令で定めるところのあん分比例方式（以下この章において「あん分比例方式」という。）により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決議を行わなければならない。

第二十七条の十四 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付け届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項において同じ。）及び公開買付け撤回届出書並びに公開買付け報告書及び意見表明報告書（これらの訂正報告書を含む。次条第一項において同じ。）を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日の翌日以後五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項に規定する書類を提出した者は、大蔵大臣が同項の規定によりこれらの書類を公衆の縦覧に供している間は、これらの書類の写しを、

大蔵省令で定めるところにより、その者の本店又は主たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、大蔵大臣が第一項の規定により同項の書類を公衆の縦覧に供している間は、第二十七条の第三項（第二十七條の八第六項、第二十七條の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七條の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前三項に定めるもののほか、第一項の縦覧に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二十七條の十五 何人も、公開買付届出書、公開買付撤回届出書、公開買付報告書又は意見表明報告書の受理があつたことをもつて、大蔵大臣が当該受理に係るこれらの書類の記載が真実かつ正確であり、又はこれらの書類のうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定したものとみなすことができない。

公開買付者等及び対象会社等は、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二十七條の十六 第十六條の規定は、第二十七條の第三項若しくは第二十七條の八第七項の規定に違反して大蔵省令で定める行為をした者又は第二十七條の九第二項若しくは第三項の規定に違反して当該株券等の買付け等をした者について準用する。この場合において、第十六條中「これ取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに應じて当該株券等の売付け等をした者」と読み替へるものとする。

第二十七條の十七 第二十七條の五（第二十七條の八第十項において準用する場合を含む。）以下の項において同じ。）の規定に違反して株券等の買付け等をした公開買付者等は、当該公開買付けに應じて株券等の売付け等をした者（第二十七條の五の規定に該当する株券等の売付け等

を行つた者及び次条第二項第一号に規定する一部の者を除く。）に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任ずべき額は、同項の買付け等を行つた際に公開買付者等が支払つた価格（これに相當する利益の供与を含み、当該価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする。）から公開買付価格（公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付け等の価格をいい、第二十七條の六第一項又は第二項の公告又は公表により買付け等の価格を変更したときは、当該変更後の買付け等の価格をいう。以下この章において同じ。）を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等（あん分比例方式により売付け等ができなかつたものを除く。次条第二項及び第二十七條の二十第二項において同じ。）の数を乗じた額とする。

第二十七條の十八 第二十七條の十三第四項の規定に違反して公開買付けによる株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行つた者（以下この条において「公開買付けをした者」という。）は、当該公開買付けに應じて株券等の売付け等をした者（次項第一号に掲げる場合にあつては公開買付価格より有利な価格（これに相當する利益の供与を含む。以下この条において同じ。）で売付け等をした者を除くものとし、次項第二号に掲げる場合にあつては当該公開買付けをした者が同号の異なる方式で株券等の買付け等をしたことにより株券等の売付け等ができなかつた者を含む。）に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任ずべき額は、次に掲げる場合には、次の各号に掲げる区分に應じ当該各号に定める額とする。

一 当該公開買付けをした者が、当該公開買付けに應じて株券等の売付け等をした者の一部に對し、公開買付価格より有利な価格で買付け等を行つた場合 当該有利な価格（当

該有利な価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする。）から公開買付価格を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額

二 当該公開買付けをした者が公開買付届出書に記載されたあん分比例方式と異なる方式で株券等の買付け等をした場合 当該あん分比例方式で計算した場合に前項の規定による請求権者から買付け等がされるべき株券等の数から当該公開買付けをした者が当該請求権者から買付け等をした株券等の数を控除した数（当該請求権者から買付け等をしなかつた場合には、当該あん分比例方式で計算した場合に当該請求権者から買付け等がされるべき株券等の数とする。）に公開買付価格（前条第一項に該当する場合にあつては同条第二項に規定する公開買付者が支払つた価格、前号に掲げる場合に該当する場合にあつては同号に定める有利な価格とし、そのいずれにも該当する場合にあつてはそのいずれか有利な価格とする。）から前項の規定による損害賠償を請求する時における当該株券等の市場価格（市場価格がないときはその時における処分推定価格とし、当該請求時に当該株券等を処分した場合においてはその処分価格とする。）を控除した金額を乗じた額

第二十七條の十九 第十七條の規定は、重要な事項について虚偽の記載があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付説明書その他の表示を使用して株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合において、同条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「当該公開買付けに應じて株券等の売付け等をした者」と読み替へるものとする。

第二十七條の二十 第十八條第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに應じて取得した者」とあり、及び「当該有価

証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに應じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付けの際」と読み替へるものとする。

一 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付開始公告又は第二十七條の六第一項若しくは第二項、第二十七條の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七條の八第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十七條の八第八項若しくは第十一項の規定による公告若しくは公表（以下この条及び次条において「公開買付開始公告等」という。）を行つた者

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書（第二十七條の九第三項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。以下この条及び次条において同じ。）を作成した者

前項（第一号を除く。）の規定の適用がある場合において、公開買付者が、当該公開買付期間の末日後に当該公開買付けに係る株券等の買付け等を当該公開買付けによらないで行う契約があるにもかかわらず、公開買付届出書又は公開買付説明書にその旨の記載をすることなく、当該公開買付期間の末日後に当該契約による買付け等をしたときは、当該公開買付者が当該公開買付けに應じて株券等の売付け等をした者（当該契約により株券等の売付け等をした者、第二十七條の五の規定に該当する株券等の売付け等

をした者及び第二十七条の十八第二項第一号に規定する一部の者を除く。に対し賠償の責めに任ずべき額は、当該公開買付者が当該買付け等をした価格（これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でない場合には、その最も有利な価格とする。）から公開買付け価格を控除した金額に前項において準用する第十八条第一項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額とする。

次に掲げる者は、前項の適用がある場合を除き、第一項各号に掲げる者と連帯して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、次に掲げる者が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 第一項各号に掲げる者の特別関係者（第二十七条の二第七項第二号に掲げる者に限る。）
二 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体である場合には、当該法人その他の団体のその公開買付け開始公告等、公開買付け届出書の提出又は公開買付け説明書の作成を行った時における取締役、監査役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

第二十七条の二十一 第二十七条の十七第一項の規定による請求権及び第二十七条の十八第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができた時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

前条第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が公開買付け開始公告等、公開買付け届出書又は公開買付け説明書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないため

に必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができた時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

第二十七条の二十二 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、公開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、意見表明報告書の提出者又はその関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二章の二 次の次の一章を加える。
第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示

第二十七条の二十三 株券、転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「有価証券」という。）で証券取引所に上場されているもの（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。）の発行者である会社の発行する有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く。以下この章において「株券等」という。）の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、大蔵省令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の大蔵省令で定める事項を記載した報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大

量保有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項において同じ。）以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、第三項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

前項の保有者は、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券に限り、保有者となつたものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券の発行者である会社の株主としての議決権の行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（次号に該当する者を除く。）であつて、当該会社の事業活動を支配する目的を有する者

二 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資をするのに必要な権限を有する者

第一項の株券等保有割合とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下この章において同じ。）に係る当該株券等（その保有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の数（株券については株式の数、その他のものについては大蔵省令で定めるところにより株式に換算した数）をいう。以下この章において同じ。）の合計から

当該株券等の発行者である会社の発行する株券等のうち、第四十九条第一項に規定する信用取引その他大蔵省令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務を有するものの数を控除した数（以下この章において「保有株券等の数」という。）に当該会社の発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等の数を加算した数（以下この章において「保有株券等の総数」という。）を、当該会社の発行済株式の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（株券を除く。）の数を加算した数で除して得た割合をいう。

前項の共同保有者とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。

株券等の保有者と当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第三項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のいずれかの保有株券等の数が大蔵省令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

第二十七条の二十四 前条第二項第二号に掲げる者は、当該株券等の発行者である会社の株主としての議決権の行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、毎月一回以上、当該株券等の保有状況について説明した通知書を作成し、交付しなければならない。

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となつた日の後に、株券等保有割合（第二十七条の二十三第三項に規定する株券等保有割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合

(保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。以下この章において同じ。)その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合は、大蔵省令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る事項に関する報告書(以下「変更報告書」という。)を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものと政令で定める基準に該当する場合においては、大蔵省令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

大量保有報告書又は変更報告書を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていなければならぬ。

大量保有報告書又は変更報告書を提出した者は、これらの書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書で大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の二十六 証券会社、銀行、信託会社その他の大蔵省令で定める者(第三項に規定する基準日が大蔵大臣に届け出た者に限る。)が保有する株券等当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配することを保有の目的とし、(株券等保有割合が大蔵省令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘

案して大蔵省令で定める場合を除く。)又は国、地方公共団体その他の大蔵省令で定める者(第三項に規定する基準日が大蔵大臣に届け出た者に限る。)が保有する株券等(以下この条において「特例対象株券等」という。)に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で大蔵省令で定めるものを記載したものを、大蔵省令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。

特例対象株券等に係る変更報告書(当該株券等が特例対象株券等以外の株券等になる場合の変更に係るものを除く。)は、第二十七条の二十五第一項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に提出しなければならない。

一 前項の大量保有報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該大量保有報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として大蔵省令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として大蔵省令で定める場合 大蔵省令で定める日

前二項の基準日とは、特例対象株券等の保有者が大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

第二十七条の二十七 株券等の保有者は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、これらの書類の写しを当該株券等の発行者である会社及び次の各号に掲げる株券等の区分に応じ当該各号に定める者に送付しなければならない。

一 証券取引所に上場されている株券等の発行者である会社の発行する株券等 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等の発行者である会社の発行する株券等 政令で定める証券業協会

第二十七条の二十八 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書が大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、前条の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、信託会社その他の政令で定める金融機関(以下この項において「銀行等」という。)からの借入れによる場合(大蔵省令で定める場合を除く。)には、大蔵大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとす

る。

第二十七条の二十九 第九条第一項及び第十条第一項の規定は、大量保有報告書及び変更報告書について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「提出」と読み替へるものとする。

前二条の規定は、前項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定により大量保有報告書又は変更報告書につき訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の三十 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、大量保有報告書の提出者又は当該提出者の共同保有者その他の関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第百八十四条の次に次の一条を加える。

第百八十四条の二 大蔵大臣は、この法律に相当する外国の法令(以下この条において「外国証券法令」という。)を執行する当局(以下この条において「外国証券規制当局」という。)から、その所掌に属する当該外国証券法令を執行するために行う行政上の調査に關し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適當であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引を行う者その他関係人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

大蔵大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による処分をすることが

できない。

一 我が国が行う同種の要請に應ずる旨の当該外国証券規制当局の保証がないとき。

二 当該外国証券規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の資本市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

第一項の協力の要請が外国証券規制当局による当該外国証券法令に基づく行政処分(当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る)を目的とする場合には、当該要請に應ずるに当たつて、大蔵大臣は、外務大臣に協議するものとする。

第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における刑事事件の捜査に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百八十五条第一項中「及び第二十七条の八第一項を削り、「第五十五条」を「第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条」に改める。

第百九十条の二第五項第四号中「(同項ただし書に規定する政令で定める公開買付けを除く。)」を「(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)」に改める。

第百九十条の三第一項中「(同項ただし書に規定する政令で定める公開買付けを除く。)」を「(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)」に改め、同条第五項中「第二十七条の三第二項の規定により公告」を「第二十七条の三第一項の規定による公告若しくは第二十七条の十一第一項の規定による公告若しくは公表」に、「第二十七条の七第一項に規定する公開買付け届出書が同項の規定により同項の公開買付け届出書若しくは公開買付け撤回届出書が」に改める。

第百九十一条の二中「又は証券会社」を「証券

会社又は第二十七条の三第三項に規定する公開買付者等」に、「又は有価証券の発行者」を「有価証券の発行者又は同条第二項に規定する公開買付者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百九十一条の四第一項中「売出」を「売出し」に、「且つ」を「かつ」に、「以て」を「もつて」に、「予め」を「あらかじめ」に、「本条中」を「この条において」に改め、「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第百九十七条中第一号の四を第一号の六とし、第二号の三を第一号の五とし、同条第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第八項若しくは第十一項、第二十七条の十一第二項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

一の四 第二十七条の三第二項の規定による公開買付け届出書、第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項の規定による公開買付け撤回届出書、第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。、

「提出した者」を「提出し又は送付した者」に改め、同条第二号中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の三第三項、第二十七条の八第七項若しくは第九項」に改める。

第百九十八条第二号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十七条の三第一項の規定による公告を行わない者

第百九十八条第三号中「又は第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第一項に改め、「訂正報告書」の下に、「第二十七条の三第二項の規定による公開買付け届出書、第二十七条の十一第三項の規定による公開買付け撤回届出書、第二十七条の十三第二項の規定による公開買付け報告書、第二十七条の十三第三項の規定による公開買付け報告書、第二十七

条の二十第三項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第二十七条の九第一項の規定による公開買付け説明書又は同条第三項の規定により訂正した公開買付け説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

七 第二十七条の十一第一項ただし書の規定に該当しないにもかかわらず、同項本文に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七条の三第一項に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行つた者

第百九十八条第三号中「又は第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第一項に改め、「訂正報告書」の下に、「第二十七条の三第二項の規定による公開買付け届出書、第二十七条の十一第三項の規定による公開買付け撤回届出書、第二十七条の十三第二項の規定による公開買付け報告書、第二十七

条の二十第三項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第二十七条の九第一項の規定による公開買付け説明書又は同条第三項の規定により訂正した公開買付け説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

七 第二十七条の十一第一項ただし書の規定に該当しないにもかかわらず、同項本文に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七条の三第一項に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行つた者

第百九十八条第三号中「又は第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第一項に改め、「訂正報告書」の下に、「第二十七条の三第二項の規定による公開買付け届出書、第二十七条の十一第三項の規定による公開買付け撤回届出書、第二十七条の十三第二項の規定による公開買付け報告書、第二十七

条の二十第三項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第二十七条の九第一項の規定による公開買付け説明書又は同条第三項の規定により訂正した公開買付け説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

七 第二十七条の十一第一項ただし書の規定に該当しないにもかかわらず、同項本文に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七条の三第一項に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行つた者

第百九十八条第三号中「又は第二十四条の二第二項」を「第二十四条の二第一項に改め、「訂正報告書」の下に、「第二十七条の三第二項の規定による公開買付け届出書、第二十七条の十一第三項の規定による公開買付け撤回届出書、第二十七条の十三第二項の規定による公開買付け報告書、第二十七

条の二十第三項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第六項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第二十七条の九第一項の規定による公開買付け説明書又は同条第三項の規定により訂正した公開買付け説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

十三第三項において準用する場合を含む。」を加え、「提出しない者」を「提出し又は送付しない者」に改め、同条第二号の二中「又は第二十七条の四」を「第二十七条の五第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項に改め、同条第二号の五中「の規定に違反して同項の規定による」を「又は第二十七条の十四第二項の規定に違反して」に改め、同条第二号の六から第二号の九までを次のように改める。

一の六 第二十七条の七第二項(第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の八第八項若しくは第十一項又は第二十七条の十三第一項の規定による公告又は公表を行わない者

一の七 第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

一の八 第二十七条の九第二項又は第三項の規定に違反して公開買付け説明書又は訂正した公開買付け説明書を交付しなかつた者

一の九 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

二の二 第百九十二条の九の次に次の二号を加える。

二の十 第二十七条の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。又は第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の十一 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

二の十二 第百九十二条第二号及び第二号の二を次のように改める。

第百九十二条第二号及び第二号の二を次のように改める。

第百九十二条第二号及び第二号の二を次のように改める。

二 第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二 第二十七条の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による書類の写しを送付しない者

第二百五条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

第二百五条第三号中「第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。」、第二十七条の八第二項を「(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二、第二十七条の三十に改め、同条第十五号中「及び第二十七条の八第一項を削り、第五十五号を「第二十七条の二十一、第二十七条の三十第一項、第五十五号に改める。

第二百九条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者

第二百九条に次の一号を加える。

六 第八十四条の二第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条の三に一項を加える改正規定、第二十四条第一項第三号の改正規定、第二十四条の五第一項及び第三項の改正規定、第二十五条第一項の改正規定、第八十

四条の次に一条を加える改正規定並びに第二百九条に一号を加える改正規定(同条第六号に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の証券取引法(以下「新法」という。)第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の株券等の有価証券市場外における買付け等について適用し、施行日前の株券等の有価証券市場外における買付け等については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に改正前の証券取引法第二十七条の二第一項の規定による届出をした同項の公開買付けについては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に大量保有者(新法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者をいう。以下この条において同じ。)に該当する者については、施行日に大量保有者となつたものとみなして、新法第二十七条の二十三から第二十七条の三十までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。ただし、施行日において株券等保有割合(新法第二十七条の二十三第三項に規定する株券等保有割合をいう。)が百分の五以下となつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の大量保有者が提出すべき新法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書の記載内容の特例については、大蔵省令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第五条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第七條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十一号及び第五條第四十七号中「有価証券の公開買付けに関する届出書」を「有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書」に改める。

理由

最近我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から公開買付制度の見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第七号中正誤

ペシ 段行 誤

二〇 四六 中門

二四 五九 コメント

二六 一一 総務

同 第十一号中正誤

ベシ 段行 誤

二五 二三 上田(貞)委員

正

中間

コメコン

税務

正

上田(卓)委員

平成二年六月七日印刷

平成二年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局